

# 高速道路の道路区域外危険箇所における 土砂災害対策の状況（処置要求）

東日本高速道路（株）・中日本高速道路（株）・西日本高速道路（株）

20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円(背景金額)

3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円(背景金額)

## 土砂災害 対策の 概要

- ✓ 3会社は、災害が発生した場合等に迅速かつ安全な道路交通の確保等に資することを目的として、災害点検要領を策定
- ✓ 3会社の支社及び管理事務所等は、同要領に基づき、**道路区域外危険箇所**（注1）を可能な限り選定して、危険状況、地名、**管理者等**（地方公共団体等）を記載した**道路区域外危険箇所調書**を作成  
（注1）道路区域外において土石流等の発生が懸念されるなど高速道路に対して危険と思われる箇所
- ✓ 管理事務所等は、当該箇所について**管理者等との間で調整**を行い、管理者等により危険防止措置が講じられるよう努める
- ✓ 3会社は、令和2～5年度に、レーザプロファイラ（注2）を用いた測量による取得データを基にした災害リスク分析等を目的とした航空レーザ測量等の業務（**L P測量等業務**）を実施  
（注2）航空機等からレーザ光を地表に照射し、反射光から地形を精密に測定する技術
- ✓ 3会社は、土砂災害等により高速道路及びその周辺が甚大な被害を受けた場合には、緊急復旧等の**復旧工事**を実施

## 検査の 結果

- 1-1. 道路区域外危険箇所があるなどとしていた72管理事務所等において、土砂災害発生前に管理者等との間で行う**調整が未実施**
- 1-2. 道路区域外危険箇所に**未選定の重複区域**（注3）5,436か所のうち、**290か所は道路区域外危険箇所に該当、2,876か所は詳細調査が必要**であり、当該箇所に**該当するかどうかも不明**  
（注3）警戒区域（土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域）の中で、高速道路と重複する区域を含むもの
- 1-3. **L P測量等業務の成果品**について、道路区域外危険箇所に該当するかの判定にも資するものであるのに、速やかに管理事務所等に示していなかったため、**選定に未活用**  
（3会社で実施した同業務の契約金額：20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円）
2. 土砂災害の発生箇所について、**警戒区域を考慮し、L P測量等業務の成果品を活用**するなどして**道路区域外危険箇所に選定**した上で、管理者等との間で**調整を行っていれば**、当該管理者等において危険防止措置が講じられることにより、**土砂災害の発生を防ぎ又は被害を軽減できた可能性あり**  
（3会社で元～5年度に復旧工事に要した費用：3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円）

## 要求する 処置

- ✓ 管理事務所等において、**警戒区域を考慮**するとともに、**L P測量等業務の成果品を活用**して詳細調査を行うなどして、改めて**道路区域外危険箇所を選定**した上で、管理者等を記載した**道路区域外危険箇所調書を作成**すること
- ✓ 3会社の本社において、管理事務所等が管理者等との間で**調整を行う際の方針を定める**とともに、調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法等を定め、支社、管理事務所等に**周知**すること

# 高速道路の道路区域外危険箇所における 土砂災害対策の状況（処置要求）

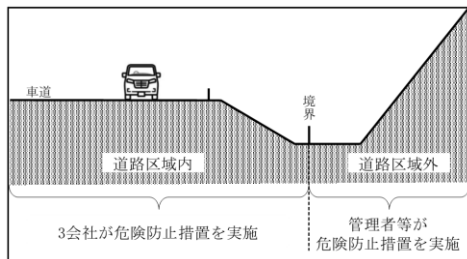
東日本高速道路（株）・中日本高速道路（株）・西日本高速道路（株）

20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円(背景金額)  
3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円(背景金額)

## 災害点検要領の概要

- ・3会社は、災害が発生した場合等に迅速かつ安全な道路交通の確保等に資することを目的として、災害点検要領を策定
- ・3会社の支社及び管理事務所等は、同要領に基づき、**道路区域外危険箇所**（注1）を可能な限り選定して、危険状況、地名、**管理者等**（地方公共団体等）を記載した**道路区域外危険箇所調書**を作成
- ・管理事務所等は、当該箇所について**管理者等との間で調整**を行い、管理者等により防護施設の設置等の危険防止措置が講じられるよう努める

（注1）道路区域外において土石流等の発生が懸念されるなど高速道路に対して危険と思われる箇所



## L P 測量等業務の概要

- ・3会社は、令和2～5年度に、レーザプロファイラ（注2）を用いた測量により取得したデータを基に、災害リスク分析を行うことなどを目的とした航空レーザ測量等の業務（**L P 測量等業務**）を実施

（注2）航空機等からレーザ光を地表に照射し、反射光から地形を精密に測定する技術

## 土砂災害の発生箇所における復旧工事の概要

- ・3会社は、土砂災害等により高速道路及びその周辺が甚大な被害を受けた場合には、緊急復旧等の**復旧工事**を実施

## 検査の結果 1 - 1 道路区域外危険箇所調書の作成状況等

管理者等との間で調整を行うためには、前提として管理者等の把握が必要であることから、92管理事務所等において、災害点検要領に基づく道路区域外危険箇所調書の作成状況を検査したところ…



未作成：60管理事務所等（①②）、作成：32管理事務所等（③④⑤）

|                                                                    |          |
|--------------------------------------------------------------------|----------|
| ① 防災カルテ（注3）等の作成箇所がないことから、調書を <b>未作成</b>                            | 19管理事務所等 |
| ② 防災カルテ等の作成箇所を道路区域外危険箇所とみなし、防災カルテ等があれば特段の支障はないと認識して、調書を <b>未作成</b> | 41管理事務所等 |
| ③ 調書を <b>作成</b> （管理者等が <b>未記載</b> ）                                | 22管理事務所等 |
| ④ 調書を <b>作成</b> （管理者等が <b>記載</b> ）                                 | 9管理事務所等  |
| ⑤ 調書を <b>作成</b> （道路区域外危険箇所なし）                                      | 1管理事務所等  |

道路区域外危険箇所があるなどとしていた  
②～④の72管理事務所等は、土砂災害発生前に管理者等との間で行う調整を行っていなかった

（注3）平成8年8月建設省道路局長通知に基づく道路防災総点検の結果、対策が必要と判断された箇所等について、所在地、想定される災害形態等を記載したもの

# 高速道路の道路区域外危険箇所における 土砂災害対策の状況（処置要求）

東日本高速道路（株）・中日本高速道路（株）・西日本高速道路（株）

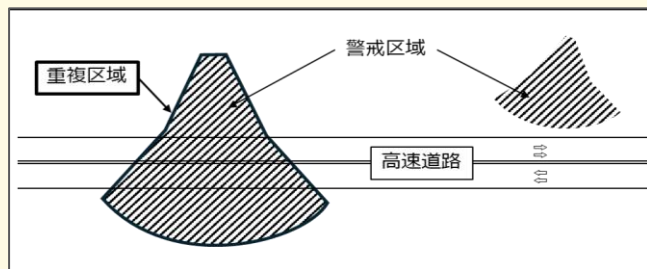
20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円(背景金額)

3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円(背景金額)

## 検査の結果 1 - 2 重複区域の道路区域外危険箇所への該当状況等

警戒区域（注）の中で、高速道路と重複する区域を含むもの（**重複区域**）は5,603か所あり、このうち**道路区域外危険箇所に未選定の5,436か所**を検査したところ…

（注）都道府県知事が指定する土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域



- 検査の結果1-1②～④の36管理事務所等管内の**290か所**は**道路区域外危険箇所に該当**
- 同①～⑤の88管理事務所等管内の**2,876か所**は**詳細調査が必要**（道路区域外危険箇所に該当するかどうか不明）

※①～⑤は検査の結果 1 - 1 の分類

## 検査の結果 1 - 3 L P 測量等業務の成果品の活用状況

3会社は、高速道路周辺の危険箇所等の把握等のために**L P 測量等業務**を外部に委託して実施。同業務の委託契約**12件**を検査したところ…

3会社で実施した同業務の契約金額（背景金額）  
20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円

L P 測量等業務の成果品は、道路区域外危険箇所に該当するかの判定にも資するものであるのに、3会社が速やかに管理事務所等に示していなかったため、**選定に未活用**

**要求する処置** 管理事務所等において、**警戒区域を考慮**するとともに、**L P 測量等業務の成果品を活用**して詳細調査を行うなどして、改めて**道路区域外危険箇所を選定**した上で、管理者等を記載した**道路区域外危険箇所調査を作成**すること

## 検査の結果 2 土砂災害が発生した箇所における 管理者等との調整の状況

元～5年度に、道路区域外で発生した土石流等が道路区域内に流入するなどの土砂災害が13件発生

3会社で復旧工事43件に要した費用（背景金額）  
3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円

- 土砂災害12件の発生箇所は、土砂災害発生時点で**道路区域外危険箇所に未選定**
- 同13件の発生箇所を管理する管理事務所等は、土砂災害発生前に管理者等との間の**調整未実施**

警戒区域を考慮し、L P 測量等業務の成果品を活用するなどして道路区域外危険箇所を選定した上で、管理者等との間で調整を行ってれば、当該管理者等において危険防止措置が講じられることにより、**土砂災害の発生を防ぎ又は被害を軽減できた可能性あり**

**要求する処置** 3会社の本社において、管理事務所等が**管理者等との間で調整を行う際の方針を定めるとともに**、調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法等を定め、支社、管理事務所等に**周知**すること

# ため池廃止工事における下流域への影響（処置済）

## ため池 廃止工事 の概要

- ✓ 農林水産省は、都道府県、市町村等（事業主体）に対し、防災減災事業として行う、老朽化が進み利用見込みのないため池の貯水機能の廃止をする工事（**ため池廃止工事**）を支援するための交付金等を交付
- ✓ ため池廃止工事は、主に堤体の一部又は全部を**開削**し、開削した堤体の底部等に新たに水路（**新設水路**）を整備し、下流域の既設の水路（**既設水路**）に**接続**するもの。新設水路及び既設水路は、廃止したため池跡地に流入する雨水等を下流域に排水するための**排水路**として機能
- ✓ 設計基準等によれば、排水路は、**洪水時等の排水処理が安全に行える**ように計画しなければならないとされている

## 検査の 結果

- ✓ 令和3年度から6年度までにため池廃止工事（工事費計17億1564万円、交付金等相当額計15億1876万円）を完了した80事業主体の198か所を検査
- ✓ 47事業主体が実施した**94か所**のため池廃止工事において、事業主体が**既設水路の流下能力を未把握**。このうち、9事業主体が実施した**14か所**のため池廃止工事（1）において、**新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた**
- ✓ 事業主体が既設水路の流下能力を**設計時に把握**していたため池廃止工事のうち、5事業主体が実施した**9か所**のため池廃止工事（2）においても、**新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた**
- ✓ 14事業主体が実施した**23か所**のため池廃止工事（工事費計1億6811万円、交付金相当額計**1億5683万円**）（(1)+(2)）については、**雨水等を下流域に安全に排水することができず**、新設水路と既設水路の接続部分において**溢水して下流域に被害を及ぼすおそれ**

## 当局の 処置

- ✓ 7年3月に「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」（令和7年3月農林水産省農村振興局防災課策定）において、雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか、**計画の策定時から設計時まで確認することを明記し周知**
- ✓ 7年7月に都道府県等に対して通知等において、**下流域への影響を確認する際の具体的な方法を示した上で**、対策が必要と判断された場合には**当該対策を計画的に行うよう周知**

# ため池廃止工事における下流域への影響（処置済）

## ため池廃止工事の概要

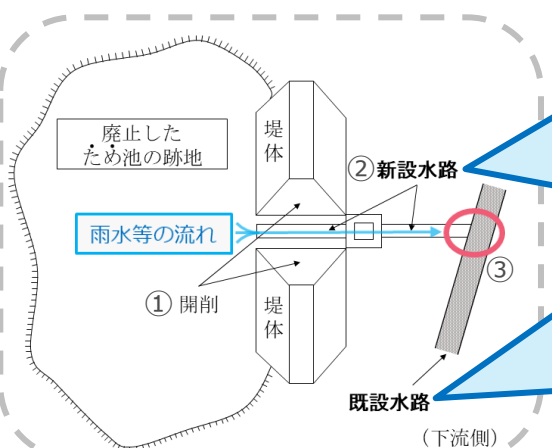
### ＜ため池廃止工事による堤体断面図（開削工法）＞



- ① 堤体の一部又は全部を開削
- ② 開削した堤体の底部等に水路（新設水路）を整備
- ③ 下流域の既設水路に接続（下図の赤丸箇所）

出典：農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き（令和7年3月農林水産省農村振興局防災課）

### ＜ため池廃止工事のイメージ＞



○新設水路・既設水路は、廃止したため池に流入する雨水等を下流域に排水するための排水路として機能

○設計基準等によれば、排水路は、洪水時等の排水処理が安全に行えるよう計画しなければならないこととされている

## 検査の結果

- ため池廃止工事の実施に当たり、雨水等を下流域に安全に排水できる状況か検査（80事業主体が実施した198箇所のため池廃止工事）



- 14事業主体が実施した23か所のため池廃止工事について、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、雨水等を下流域に安全に排水することができず、新設水路と既設水路の接続部分において溢水して下流域に被害を及ぼすおそれ

（単位：事業主体、か所、万円）

| 項 目                                                         | 事業主体 | ため池 | 工 事 費  | 交付金相当額 |
|-------------------------------------------------------------|------|-----|--------|--------|
| 事業主体が新設水路の接続先となる既設水路の流下能力を設計時に把握していなかったもの                   | 47   | 94  | 8億8377 | 7億3346 |
| 新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていたもの (1)                            | 9    | 14  | 1億0004 | 9392   |
| 事業主体が既設水路の流下能力を設計時に把握していたが、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていたもの (2) | 5    | 9   | 6806   | 6291   |
| 新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていたものの合計 ((1)+(2))                   | 14   | 23  | 1億6811 | 1億5683 |

## 当局の処置

- 7年3月に「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」（令和7年3月農林水産省農村振興局防災課策定）において、雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか、計画の策定時から設計時まで確認することを明記し周知
- 7年7月に都道府県等に対して通知等において、下流域への影響を確認する際の具体的な方法を示した上で、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うよう周知

# 求職者支援制度における 認定職業訓練実施奨励金の不適正支給（不当）

厚生労働省

5億2204万円(指摘金額)

## 制度の 概要

- ✓ 厚生労働省は、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者（特定求職者）に対して、職業訓練等の就職に関する支援を講ずる求職者支援制度を実施
- ✓ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（機構）は、訓練実施機関の申請に基づき**職業訓練**が一定の基準（**認定基準**）に**適合しているか審査し、認定**（支部が審査、本部が認定）
- ✓ 厚生労働省は、認定された職業訓練（**認定職業訓練**）を適切に実施した訓練実施機関に、認定職業訓練実施奨励金（**奨励金**）を支給
- ✓ 職業訓練の講師は**実務等の経験を5年以上有する**などの**認定基準に適合していること**、訓練実施機関は職業訓練の認定の申請に当たり「講師の経歴等確認書」を機構に提出することなどが必要

## 検査の 結果

- ✓ 機構の東京、大阪両支部が審査を行い、令和元～6年度に奨励金が支給された4,323認定職業訓練から、26訓練実施機関に係る984認定職業訓練を選定して検査
- ✓ 訓練実施機関 A は、195職業訓練について、**講師115名全員が実務等の経験を5年以上有するとして「講師の職歴等確認書」等を機構に提出して認定を申請、機構がこれを認定し、Aは195認定職業訓練に係る奨励金計6億3554万円を受給**
- ✓ しかし、講師115名のうち**45名は、実務等の経験が全くないなど認定基準に適合していないのに、Aが虚偽の「講師の経歴等確認書」を作成して機構に提出**
- ✓ 上記45名が講師となっていた**159認定職業訓練は、認定基準に適合しておらず、これらに対する認定は不適正**
  - ⇒ 159認定職業訓練について A が受給していた**奨励金計5億2204万円が不当**  
(4億9827万円について返還の処置済(2376万円は時効により返還請求の権利が消滅))



# 求職者支援制度における 認定職業訓練実施奨励金の不適正支給（不当）

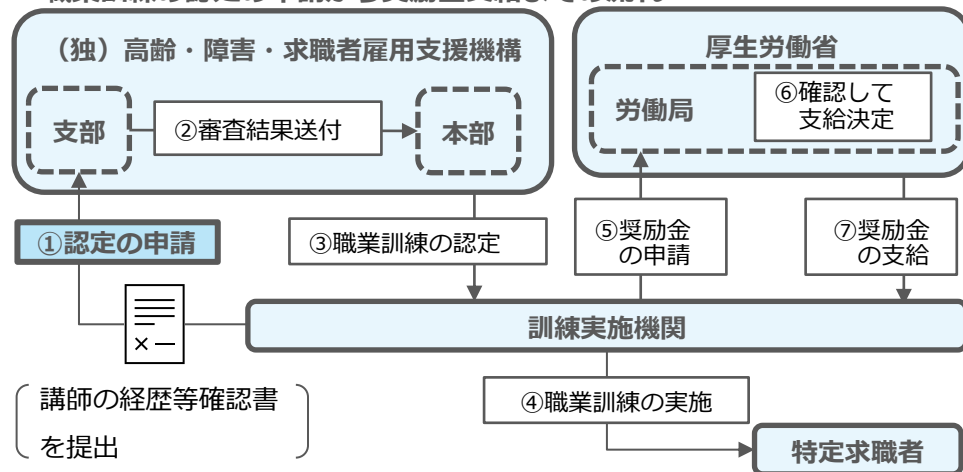
厚生労働省

5億2204万円(指摘金額)

## 求職者支援制度及び認定職業訓練実施奨励金の概要

- 厚生労働省は、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者（特定求職者）に対して、職業訓練等の就職に関する支援を講ずる求職者支援制度を実施
- 機構（右図参照）は、訓練実施機関の申請に基づき職業訓練が一定の基準（認定基準）に適合しているか審査し、認定（支部が審査、本部が認定）
- 厚生労働省は、認定された職業訓練（認定職業訓練）を適切に実施した訓練実施機関に、認定職業訓練実施奨励金（奨励金）を支給
- 職業訓練の講師は実務等の経験を5年以上有するなどの認定基準に適合していること、訓練実施機関は職業訓練の認定の申請に当たり「講師の経歴等確認書」を機構に提出することなどが必要

### 職業訓練の認定の申請から奨励金支給までの流れ

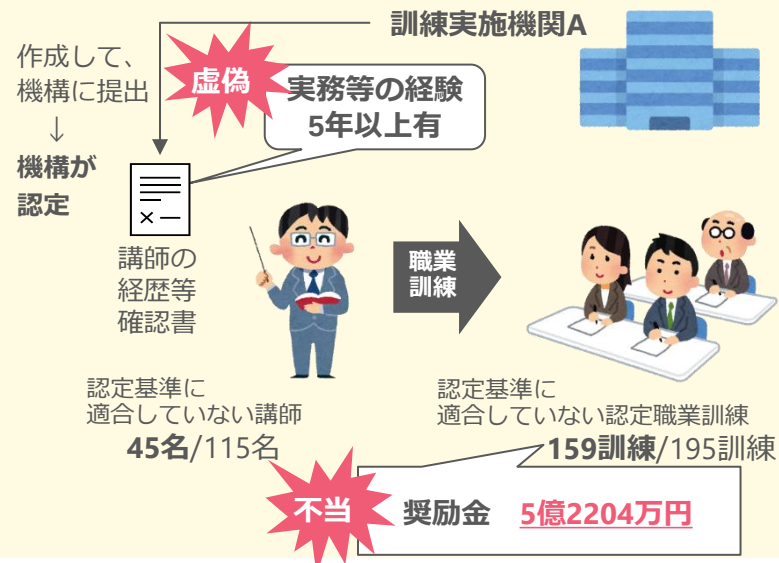


## 検査の結果

- 訓練実施機関Aは、195職業訓練について、講師115名全員が実務等の経験を5年以上有するとして「講師の職歴等確認書」等を機構に提出して認定を申請、機構がこれを認定し、Aは195認定職業訓練に係る奨励金計6億3554万円を受給
- しかし、講師115名のうち45名は、実務等の経験が全くないなど認定基準に適合していないのに、Aが虚偽の「講師の経歴等確認書」を作成して機構に提出
- 上記45名が講師となっていた159認定職業訓練は、認定基準に適合しておらず、これらに対する認定は不適正

➡ 159認定職業訓練についてAが受給していた奨励金計5億2204万円が不当（注）

（注）4億9827万円について返還の処置済（2376万円は時効により返還請求の権利が消滅）



## 検査の 背景

- ✓ P-1は、機動的に広範な周辺海域の監視が可能な海上自衛隊の**固定翼哨戒機**。機体、エンジン、多数の搭載電子機器、搭載武器等から構成される。固定翼哨戒機 P-3C の後継として、平成3年度に調査研究等を開始し、13年度から国内開発。25年3月に部隊使用承認を行い、同月以降に運用開始。令和6年9月現在、海上自衛隊3航空基地に計35機が配備
- ✓ 「令和5年版日本の防衛（防衛白書）」では部品不足による**非可動が発生**している例として取り上げられている

## 検査の 状況

- ✓ 平成3年度～令和5年度に締結された P-1 の開発、運用等に関する契約：計4,656件、契約額 計**1兆7766億円**
- ✓ 2航空基地における会計実地検査時点及び元年度から5年度までの間の可動状況をみると、任務可動機の数に限られており、P-1 の**可動状況は低調**。その要因は以下 1～3 のとおり
  1. 継続的に F7-10エンジン（注）の一定数が性能低下の状態になるなどして**使用不能**（注）P-1に搭載するためのエンジン。平成23年度に開発完了  
⇒ 運用段階で一部の素材に腐食が生ずるなどしたことによるものが多い。P-1について今後更なる能力向上等を行う場合、腐食不具合が発生した原因の分析結果等を必要に応じて活用するなどして**設計に反映**させるよう**検討**する余地ありと思料 等
  2. 目標の情報収集に使用する搭載電子機器 A の一定数が継続的に**使用不能**。  
また、P-1の部隊使用承認後、一部の搭載武器と機体が接続できないおそれがあるなどの不具合が発生 等  
⇒ ・Aの開発段階及び運用段階で不具合が発生。搭載した際の影響を**十分に予見できていなかった可能性あり**と思料  
・搭載武器の不具合は、開発段階で機体との接続に係る**仕様の検討が不十分だった可能性あり**と思料され、必要な仕様が的確に把握できていれば、P-1の運用開始前に対策を講ずることも可能であったと思料 等
  3. 機体用交換部品の調達を行う航空補給処は、発注から納品までの期間が長期化している状況等を必ずしも**適時に把握できておらず**、必要な時期に必要な量の部品が調達できず**慢性的に不足**。各部隊で、機体同士で部品を流用し合うなどして可動機を確保している状況や非可動の状態となっている機体あり 等

## 所見

防衛省は、次の点に留意するなどして、省内の各組織が一体となって**P-1の可動状況の改善に取り組んでいく必要あり**

- ✓ 今後更なる能力向上等を行う場合には、過去に蓄積された知見を最大限に活用して、当該知見を**設計に反映**させるよう**検討**するとともに、当該知見を踏まえて必要となる**試験項目を適切に設定**して試験を実施すること（上記 1、2 への所見）
- ✓ 機体用交換部品の調達方法を**より効率的、効果的**なものとするなどについて**検討**すること。  
また、状況の改善が見込まれない場合には、機体用交換部品の安定供給のための方策も検討するなどして、防衛省が一体となって機体用交換部品が**不足することのないよう努めること**（上記 3 への所見）

# 国内開発された固定翼哨戒機（P－1）の運用等の状況（随時）

防衛省内部部局、  
海上幕僚監部、  
防衛装備庁 等

## 検査の背景 固定翼哨戒機（P－1）の概要等（報告書P1～12）

- P－1は、機動的に広範な周辺海域の監視が可能な海上自衛隊の**固定翼哨戒機**。機体、エンジン、多数の搭載電子機器、搭載武器等から構成される。固定翼哨戒機P－3Cの後継として、平成3年度に調査研究等を開始し、13年度から国内開発。25年3月に部隊使用承認を行い、同月以降に運用開始。  
令和6年9月現在、海上自衛隊3航空基地（注1）に計35機が配備（注1） 鹿屋、厚木、下総各航空基地
- 我が国の領海等における国益の確保等のために重要な役割を担い、可動を十分に維持することが求められる一方で、「令和5年版日本の防衛（防衛白書）」では部品不足による**非可動が発生**している例として取り上げられている



P－1 出典：海上自衛隊ホームページ

## 検査の状況の全体像

調査研究等が開始された平成3年度～令和5年度にP－1の開発、運用等に要した経費、及び海上自衛隊が5年度末時点で保有しているP－1計35機（国有財産台帳価格計1320億8304万円）を対象として検査

## P－1の開発、運用に要した経費等

平成3年度～令和5年度に締結された開発、運用等に関する契約：計4,656件、契約額 計**1兆7766億円**

（防衛装備庁が算出したP－1のライフサイクルコスト（注2）：4兆0907億円）

（注2）平成3年度から運用・維持の終了を想定する令和36年度までの開発、運用等に関する経費の5年度末時点の見積額。取得予定機数は7年度末現在で61機

## P－1の可動状況

2航空基地（注3）において、会計実地検査時点及び元年度～5年度の可動状況を確認したところ・・・

任務可動機（注4）の数は限られており、  
P－1の**可動状況は低調**

要因等は  
次のとおり



### 1. F7－10エンジン

- ・ F7－10エンジンの一部素材の腐食による性能低下

検査の状況 1（本資料P3）

### 2. 搭載電子機器等

- ・ 搭載電子機器A：振動等による不具合
- ・ 搭載武器B～E：機体との接続における不具合
- ・ 搭載電子機器F：地殻性物質の固着による不具合

検査の状況 2（本資料P4）

### 3. 機体用交換部品の調達等

- ・ 調達リードタイムの長期化等
- ・ 緊急請求を受けてから調達が完了するまでに長期間を要している状況

検査の状況 3（本資料P5）

（注3） 鹿屋、厚木両航空基地。6年度にP－1が配備された下総航空基地は除く

（注4） 全ての機器等に不具合が発生しておらず任務が制約なく遂行できる可動機

# 国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況（随時）

防衛省内部部局、  
海上幕僚監部、  
防衛装備庁 等

## 検査の状況 1 F7-10エンジンの運用等の状況（報告書P16～21）

### 不具合の状況及びその原因等 F7-10エンジン（注1）の運用等の状況を確認したところ・・・

継続的に一定数が性能低下の状態になるなどして**使用不能**。P-1の可動状況が低調となる要因

（注1）防衛装備庁が（株）IHIと契約を締結し、平成23年度に開発を完了したP-1に搭載するためのターボファン・エンジン。  
海上での運用に対応するために、耐腐食性のある素材を採用等しており、P-11機に4発ずつ搭載

- 原因についてみると、一部の素材に空気中の塩分が付着するなどして**腐食**が生ずる（腐食不具合）などしたことになるものが多い。防衛省の不具合への対応状況等は下表のとおり

| 区分                      | 第1回目腐食不具合                     | 第2回目腐食不具合 |
|-------------------------|-------------------------------|-----------|
| 腐食不具合への対応状況             | ✓ 海上自衛隊補給本部が<br>IHIへ素材に係る改修指示 | ✓ 同左      |
| 契約不適合修補等（注2）<br>の請求等の状況 | ✓ 一部請求、IHIが修補                 | ✓ 請求なし    |

（注2）納入された物品が契約に適合していないなどの場合、防衛省が一定期間までに契約の相手方に対して行うことができる修補、代金の減額又は契約の解除

改修の進捗状況：  
改修が必要となるF7-10エンジンが**一定数残っており**、  
改修が十分に進んでいるとはいえない状況

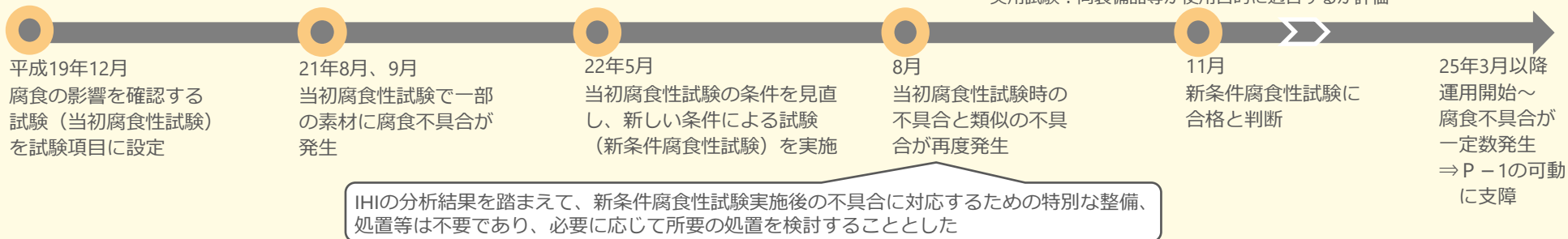
請求なしの理由：  
・腐食不具合発生時点で、一定期間が経過  
・承認された図面どおりに製造されたものであって  
契約不適合に該当しないことが判明



F7-10エンジン 出典：（株）IHI公式サイト

## 技術・実用試験（注3）で発生していた不具合に対する防衛装備庁の対応状況等

（注3）技術試験：試作された装備品等の性能が設計に適合するか評価  
実用試験：同装備品等が使用目的に適合するか評価



➡ P-1について今後更なる能力向上等を行う場合には、腐食不具合が発生した原因の分析結果等を必要に応じて活用するなどして  
**設計に反映させるよう検討**する余地はあると史料

## 検査の状況 2 搭載電子機器等の運用等の状況（報告書P21～27）

搭載電子機器等の運用等の状況を確認したところ・・・

- ① 目標の情報収集に使用する搭載電子機器Aについて、一定数が会計実地検査時点まで継続的に**使用不能**
  - ② 4種の搭載武器B、C、D、Eについて、P-1の部隊使用承認後に機体との接続に関して**不具合が発生**
  - ③ 搭載電子機器Fの構成部品に地殻性物質が固着する不具合が発生、一定数が**使用不能**
- P-1の任務可動機の数に限られる要因

### 搭載電子機器Aの運用等の状況

- 継続的に搭載電子機器Aの一定数が使用不能
- 使用可能であっても、搭載電子機器Aが原因で航空機に振動及び騒音が発生する不具合も発生

・開発段階（技術・実用実験）において、Aが原因となって航空機に振動及び騒音が発生  
・運用段階において、Aに振動に起因する損傷等が発生 など  
・修理等の費用計8億9000万円

開発段階及び運用段階で不具合が発生した状況を踏まえれば、搭載電子機器AをP-1に搭載した際の影響を**十分に予見できていなかった可能性**があると思料

### 機体と搭載武器B、C、D、Eとの接続等

- P-1の部隊使用承認後に発生した搭載武器B、C、D、Eに関する不具合の内容とその対応状況、開発段階での試験等の実施状況は下表のとおり

| 区分  | 不具合の内容                     | 左に対する対応状況   | 技術・実用試験等の実施状況           |
|-----|----------------------------|-------------|-------------------------|
| B、C | ✓ 電氣的信号の送受信が正常に行われず作動しないなど | ✓ ソフトウェアの改修 | ✓ 搭載武器の作動試験は実施せず        |
| D、E | ✓ 機体との接続部の附属品の長さが不足するなど    | ✓ 附属品を交換    | ✓ 特定の品目については接続が可能かの確認せず |

搭載武器D、Eの不具合については、開発段階で、機体と搭載武器との接続に係る仕様が**十分に検討されていなかった可能性**があると思料され、必要な仕様が的確に把握できていれば、P-1の運用開始前に対策を講ずることも可能であったと思料

### 検査の状況 1、2を踏まえた所見

今後更なる能力向上等を行う場合には、過去に蓄積された知見を最大限に活用して、

当該知見を設計に反映させるよう検討するとともに、当該知見を踏まえて必要となる試験項目を適切に設定して試験を実施すること

## 検査の状況 3

### 機体用交換部品の調達等の状況（報告書P27～31）

#### 機体用交換部品の概要等

- P－1の機体を構成する航空機用部品（**機体用交換部品**）の調達は、海上自衛隊補給本部隷下の航空補給処（空補処）が実施
- 機体用交換部品は、契約締結から実際の納入までの期間（**調達リードタイム**）が1年以上となるものもあることから、部品が必要となる年度の前年度末までに確保できるように各年度に調達すべき部品の数量（調達所要量）を算定
- 機体用交換部品が不足してP－1整備部隊が整備作業を完了できずに、機体が非可動の状態等にある場合、空補処に対して**緊急請求**を行う。これを受けて、空補処は、調達所要量を満たすための計画的な調達とは別に調達等を実施

#### 調達リードタイムの長期化等

空補処における機体用交換部品の調達状況を確認したところ…

- 近年の国際情勢の急変等の影響により発注から納品までの期間が長期化し、実際の調達リードタイムが、調達所要量を算定した時点で想定していたものよりも長期化する傾向

空補処は、発注から納品までの期間が長期化している状況及び今後の調達に与える影響を必ずしも**適時に把握できておらず**、その結果、必要な時期に必要な量の部品が調達できず、機体用交換部品が**慢性的に不足**。これらの状況を踏まえると、精度の高い的確な情報に限定することなく、調達リードタイムの長期化等に関する情報を幅広く収集し、できる限り早期に対応を検討するよう努める必要があると思料

<事例>（報告書P28）

空補処は、機体用交換部品Gの調達手続に先立ち製造業者から徴取した下見積書や調達手続の際の再確認により調達リードタイムに係る情報を収集して調達所要量を算定。しかし、製造業者から調達所要量の一部しか納入できないとされた

⇒機体用交換部品Gは**必要な時期に必要な量が調達できず、不足するおそれがある状況**

#### 緊急請求に対する対応状況

平成30年度～令和4年度に各部隊が行った機体用交換部品に係る緊急請求に対する対応を確認したところ…

- 空補処が各部隊から緊急請求を受けてから調達完了までに1年以上を要しているもの：全体の**3割弱**（3年以上を要しているものもあり）
- 会計実地検査時点で、緊急請求を受けてから1年以上が経過しているのに調達が完了していない緊急請求が**約70件**
- 各部隊で、機体同士で機体用交換部品を流用し合うなどして可動機を確保している状況や、**非可動の状態となっている機体あり**

（機体用交換部品の需給状況等の把握については報告書P30～31参照）

#### 所見

機体用交換部品の調達方法を**より効率的、効果的**なものとするなどについて**検討**すること。また、状況の改善が見込まれない場合には、機体用交換部品の安定供給のための方策も検討するなどして、防衛省が一体となって機体用交換部品が**不足することのないよう努めること**

# 災害用ドローンの使用状況（処置済）

7480万円(指摘金額)

## 災害用ドローン等の概要

- ✓ 陸上自衛隊（陸自）は、大規模自然災害等への対処態勢を強化するために**災害用ドローン**を整備し、迅速かつ確かな人命救助活動に資する情報収集を行うなどして災害等に対処するために使用
- ✓ 災害用ドローンのうちUAV災害用I型（**I型ドローン**）は、陸自の要求に基づき、令和2年3月に、20式（計40機）を契約金額7480万円で調達し、同年7月及び8月に納入
- ✓ 自衛隊がI型ドローンのような移動体の無線設備（移動局）を使用する場合、
  - ① 防衛大臣は、**使用する周波数**について**総務大臣の承認**を受けなければならない
  - ② **移動局の開設**について**防衛大臣の承認**を受けなければならない

## 検査の結果

- ✓ I型ドローン20式は災害等に対処できるものとなっているか、その使用状況等を検査
- ✓ I型ドローンが使用する周波数、空中線電力等の情報（**周波数情報**）が総務大臣等の承認を受けるために必要となることから、陸自は、仕様書等において、品質保証書の提出を納入業者に求めていたが、品質保証書にどのような情報が必要かを具体的に**仕様書等に記載していなかったため、周波数情報が得られず**
- ✓ 陸自は、納入業者に周波数情報の提供を依頼。納入業者は使用する可能性がある周波数の上限、中間及び下限の情報を測定結果等として報告したが、陸自は報告された上限、中間及び下限の**三つの周波数**をI型ドローンで使用する可能性がある**全ての周波数であると誤認**
- ✓ 陸自は、三つの周波数のみで総務大臣の承認を受けたが、使用開始前に、**三つの周波数以外の周波数を使用することが判明**するなどしたため、I型ドローンは使用できない状態
- ✓ I型ドローン20式は、使用する周波数等について総務大臣等の承認を受けておらず、納入されて以降**4年以上にわたって使用できない状態**となっていて、**災害等に対処できるものとなっていなかった**

## 当局の処置

- ✓ 陸上幕僚監部（陸幕）は、I型ドローン20式について、**周波数情報を把握**するなどした上で、7年7月に**総務大臣等の承認**を受けて**使用できる状態**にした
- ✓ 陸幕は、災害等の対処に使用するドローンの調達に当たり、**周波数情報を適時かつ確実に把握**できるよう、7年7月に、**仕様書の記載要領等を改正**し、関係部署に対して**周知**等した

## 災害用ドローンの使用状況（処置済）

7480万円(指摘金額)

## 災害用ドローンの概要

- 人命救助活動に資する情報収集を行うなどして災害等に対処するために陸上自衛隊（陸自）が使用
- 令和2年3月に、**I型ドローン20式**（計40機）を7480万円で調達

I型ドローン（注1）



（注1）ドローン本体からバッテリーを取り外した状態

写真：会計検査院（広報資料）

## 移動局を使用する場合の総務大臣等の承認

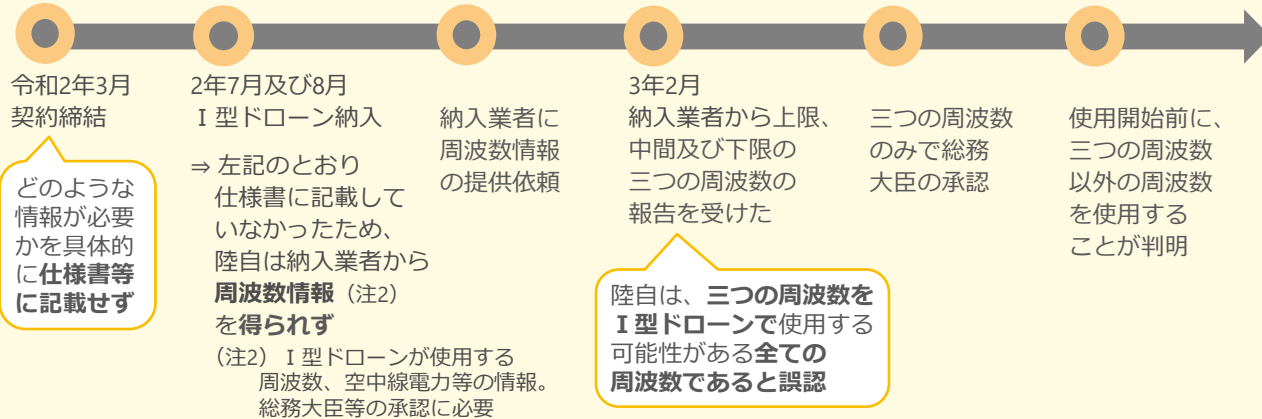
I型ドローンのような移動体の無線設備（移動局）を使用する場合、

- ①**使用する周波数について総務大臣の承認**
- ②**移動局の開設について防衛大臣の承認** が必要

周波数の申請  
（防衛大臣）周波数の承認  
（総務大臣）移動局の開設等の申請  
（使用部隊）移動局の開設等の承認  
（防衛大臣）

## 検査の結果

I型ドローンは災害等に対処できるものとなっているか検査したところ・・・



## I型ドローン20式

（契約金額**7480万円**）は、7年1月の会計実地検査時点で、納入されて以降**4年以上にわたって使用できない状態**

**災害等に対処できるものとなっていない**

## 当局の処置

- 陸上幕僚監部（陸幕）は、I型ドローン20式について、**周波数情報を把握**するなどした上で、7年7月に**総務大臣等の承認**を受けて**使用できる状態**にした
- 陸幕は、災害等の対処に使用するドローンの調達に当たり、**周波数情報を適時かつ確実に把握**できるよう、7年7月に、**仕様書の記載要領等を改正**し、関係部署に対して**周知**等した

## 検査の背景

- ✓ 国の行政機関等が実施する業務において、情報システムの利用が拡大。サイバーセキュリティに対する脅威が世界規模で生じるなどしていることから、情報システムにおける**情報セキュリティ**の確保が重要
- ✓ 国のサイバーセキュリティに関する施策は、内閣に設置されたサイバーセキュリティ戦略本部、内閣官房に設置された内閣サイバーセキュリティセンター（NISC。令和7年7月以降は国家サイバー統括室）、デジタル庁等により推進
- ✓ 国の行政機関等は、自らの責任において**統一基準群**（注1）等に基づき情報セキュリティ対策を講ずる。情報セキュリティインシデントが発生しており、情報セキュリティ対策等に関する取組の推進がより一層求められている  
（注1）国の行政機関等が講ずべき対策の基準として、戦略本部が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年7月改定）」等

## 検査の状況

1. 各府省庁等が3～5年度に整備、運用等に係る経費を支払った対象システム（注2）は、
  - ・本府省庁等24機関：224システム（契約2,875件、支払額計8439億7577万円）
  - ・地方支分部局16機関：128システム（契約658件、支払額計362億1604万円）
 （注2）6年3月末時点で各府省庁等が整備、運用等を行っている情報システムのうち、様々な状況において重要な業務を実施するための情報システム
2. 各機関で統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたこと、基本対策事項についての理解が十分でなかったことなどのため、情報セキュリティ対策が**適切に講じられていない**などの状況あり
  - (1) 情報システム I D（注3）が付番されていない**I D無しシステム**は計23機関の137システム。  
ソフトウェアのぜい弱性対策等の対策について、I D無しシステムはI D付きシステムより**実施割合が低い**  
（注3）デジタル庁が政府情報システムのより適切な管理等を実施するために、プロジェクト監理の一環として各政府情報システムに付番するI D
  - (2) 業務委託に係る情報セキュリティ対策について、調達仕様書等に定めることとされている事項（委託先で実施する対策に関する事項や再委託に係る事項）の一部が**定められていない契約あり**
3. 統一基準群に基づく情報セキュリティ監査について、一部の府省庁等において、監査実施計画が**未策定**、または計画以外で業務委託により実施した監査の監査結果が情報セキュリティ監査責任者等に**情報共有されず** 等

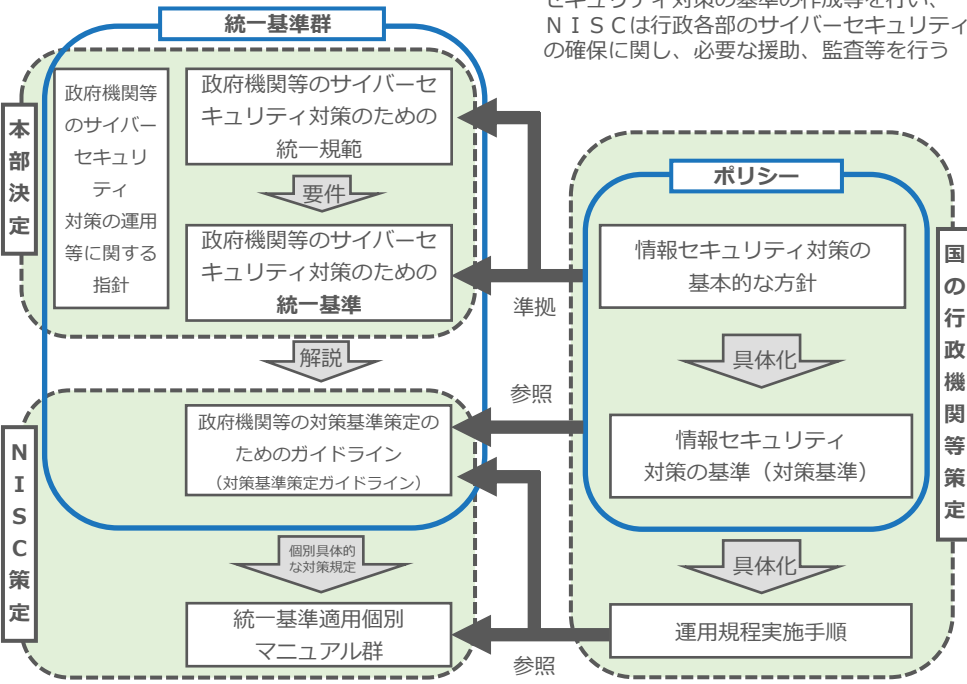
## 所見

- ✓ I D無しシステムの整備、運用等を行っている各機関において、**I Dの取得**を検討するとともに、デジタル庁において、既存の情報システムのI Dを取得する場合の**手続等を明確**にすることを検討すること（検査の状況2(1)）
- ✓ 各機関において、統一基準群に準拠した業務委託等に係る**情報セキュリティ対策**を講ずること（検査の状況2(2)）
- ✓ 各機関において、統一基準群に基づき監査実施計画を**策定**し、当該計画に基づき監査を実施すること。また、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に**情報共有**されるように対応を検討すること（検査の状況3） 等

検査の背景 国の情報セキュリティ対策の概要等（報告書P1～11）

- 国の行政機関等が実施する業務において、情報システムの利用が拡大。サイバーセキュリティに対する脅威が世界規模で生じ、深刻化するなどしていることから、サイバーセキュリティの確保により、情報システムにおける**情報セキュリティ**の確保が重要
- 国のサイバーセキュリティに関する施策は、内閣に設置されたサイバーセキュリティ戦略本部（本部）、内閣官房に設置された内閣サイバーセキュリティセンター（NISC。令和7年7月以降は国家サイバー統括室）、デジタル庁等により推進
- 国の行政機関等は、**統一基準群**等（右図参照）に基づき自らの責任において情報セキュリティ対策を講ずる。国の行政機関においても、情報セキュリティインシデントが発生しており、情報セキュリティ対策等に関する取組の推進がより一層求められている
- デジタル庁は、情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括、監理等を行う。事業を特定してより適切な管理等を実施するために、予算要求前から執行の段階までを含むプロジェクト監理の一環として、各政府情報システムに**情報システムID**を付番

＜統一基準群の体系等＞



**対象システム**（本府省等24機関の236システム、地方支分部局16機関の120システム）（注2）に係る情報セキュリティ対策等の状況について、3～5年度を対象として検査（注2）6年3月末時点で各府省庁等が整備、運用等を行っている情報システムのうち、様々な状況において重要な業務を実施するための情報システム

検査の状況 1 対象システムの整備、運用等に係る経費の支払状況及び契約の状況（報告書P14～19）

- 対象システムの整備、運用等に係る経費の支払状況等（3～5年度）は下表のとおり

| 機関         | 経費の支払を行った対象システム数 | 契約件数   | 支払われた経費の額                                     |
|------------|------------------|--------|-----------------------------------------------|
| 本府省庁等24機関  | 224システム          | 2,875件 | 8439億7577万円（整備経費2921億9988万円、運用等経費5517億7589万円） |
| 地方支分部局16機関 | 128システム（注）       | 658件   | 362億1604万円（整備経費 154億3140万円、運用等経費 207億8464万円）  |

（注）本府省庁等の対象システムの中に、地方支分部局が利用していて経費の支払を行ったものがあるため、対象システム数（120システム）を上回っている

## 検査の状況 2 (1) 対象システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況等（報告書P19～37）

## 実施状況等の全体像

- 統一基準に基づき、情報セキュリティ対策が適切に講じられているかなどを確認したところ、各機関で統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたこと、基本対策事項についての理解が十分でなかったことなどのため、下表のとおり情報セキュリティ対策が適切に講じられていないなどの状況が見受けられた

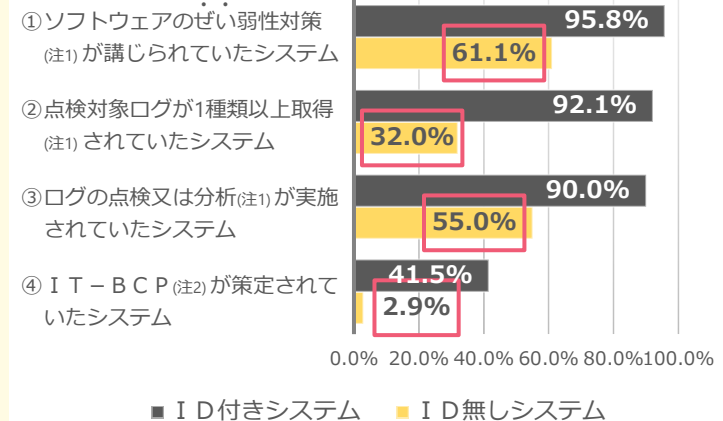
| 統一基準の部 | 見受けられた主な状況                                                                                  | 報告書のページ     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 第2部    | 統一基準群に準拠させるためのポリシーの改定を完了していない                                                               | 21～22       |
| 第4部    | 業務委託に係る調達仕様書等に定めるべき事項が定められていない など（本資料の次ページ参照）                                               | 30～37       |
| 第5部    | 情報システム台帳に記載されておらず台帳による管理が行われていない など                                                         | 20～21、25～27 |
| 第6部    | 統一基準群に準拠した対策が講じられていない（ソフトウェアに関するぜい弱性対策が講じられていない、アクセスの権限・主体認証情報の管理が適切でない、点検対象ログが取得されていない など） | 23～25       |

## 情報システム I D の付番等

- 情報システム I D が付番されていない I D 無しシステムは計23機関の137システム（本府省庁等13機関の42システム、地方支分部局10機関の95システム）
- I D 付きシステムと I D 無しシステムの別に、情報セキュリティ対策の実施状況を見ると・・・

➡ I D 無しシステムは、I D 付きシステムよりも情報セキュリティ対策の実施割合が低くなっていた（右図参照）

デジタル庁が定めた I D 取得要領（情報システム I D の取得等実施要領（3.0版））には、既存の情報システムに係る I D を取得する場合の手続等は明確に記載されていない



(注1) 統一基準に準拠した対策（上記第6部参照）

(注2) N I S C 作成のガイドラインに基づき各府省庁等が策定した情報システム運用継続計画

**所見** I D 無しシステムの整備、運用等を行っている各機関において、情報システム I D の取得について検討するとともに、デジタル庁において、I D 取得要領を改定するなどして、既存の情報システムに係る情報システム I D を取得する場合の手続等を明確にすることについて検討すること

## 検査の状況 2 (2) 対象システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況等（報告書P19～37）

### 業務委託に係る情報セキュリティ対策の実施状況

#### 統一基準群において調達仕様書等に定めることとされている事項

- ① 国の行政機関等が情報システム等の開発、運用等の業務を外部に**委託**する場合：委託先で実施する情報セキュリティ対策に関する7事項（例：情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法に係る事項（確認方法に係る事項）等）
- ② 委託先が業務の一部を**再委託**する場合：再委託に係る2事項（例：再委託先での情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を国の行政機関等に提供して、再委託の承認を受けること）

#### 業務の委託先における情報セキュリティ対策

- 本府省庁等16機関の1,138件、地方支分部局16機関の213件の業務委託に係る契約において、上記①の7事項が定められているかなどを確認したところ・・・

|        | 7事項のうち一部が定められていなかった |     | うち確認方法に係る事項が定められていなかった |     | 確認方法に係る事項が定められていた |     | うち確認が実施されていなかった |     |
|--------|---------------------|-----|------------------------|-----|-------------------|-----|-----------------|-----|
|        | 機関                  | 件   | 機関                     | 件   | 機関                | 件   | 機関              | 件   |
| 本府省庁等  | 15                  | 921 | 14                     | 389 | 15                | 749 | 14              | 233 |
| 地方支分部局 | 16                  | 198 | 15                     | 157 | 7                 | 56  | 6               | 23  |

- ・ 7事項のうち一部の事項が**定められていなかった**契約あり
- ・ 確認方法に係る事項が定められていたが、確認が**未実施**の契約あり

#### 業務の再委託先における情報セキュリティ対策

- 再委託が実施されていた本府省庁等16機関の551件、地方支分部局10機関の75件の契約において、上記②の2事項が定められているかなどを確認したところ・・・

|        | 再委託に係る事項のいずれか又は両方が定められていなかった |     | 再委託に係る事項の全てが定められていた |     | うち再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が提供されていなかった |    |
|--------|------------------------------|-----|---------------------|-----|------------------------------------------------|----|
|        | 機関                           | 件   | 機関                  | 件   | 機関                                             | 件  |
| 本府省庁等  | 13                           | 213 | 13                  | 338 | 12                                             | 93 |
| 地方支分部局 | 10                           | 62  | 3                   | 13  | 3                                              | 11 |

- ・ 再委託に係る事項のいずれか又は両方が**定められていなかった**契約あり
- ・ 再委託先の対策の実施状況を確認するために必要な情報が**提供されていなかった**契約あり

<事例>  
(報告書P34～35)

調達仕様書等には、対策の実施状況を確認するために必要な情報を委託先が提供することが定められていなかった  
⇒再委託を承認した際に、委託先から必要な情報の提供を受けていなかった

**所見** 各機関において、統一基準群に準拠した業務委託等に係る**情報セキュリティ対策**を講ずること

## 検査の状況3 情報セキュリティ対策に係る教育等及び監査の状況（報告書P37～45）

### 情報セキュリティ対策に関する教育等の状況

- NISCは、国の行政機関等の情報セキュリティ対策推進体制に属する職員等を対象に、統一基準群等についての講義を実施（5年度に延べ2300名参加）
- 一方、検査の状況2のとおり、各機関において統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたなどのため、情報セキュリティ対策が適切に講じられていないなどの状況



**所見** 国家サイバー統括室において、対策基準策定ガイドライン等の改定に当たり、情報セキュリティ対策がより確実に講じられるよう記載内容を工夫するとともに、統一基準群の内容や情報セキュリティ対策の必要性についての理解が更に深まるように引き続き教育等の取組を進めること

（各府省庁等における教育の実施状況は、報告書P37～39参照）

### 情報セキュリティ監査の実施状況等

#### 情報セキュリティ監査の概要

- 統一基準群によれば、国の行政機関等は、対策基準が統一基準等に準拠していることなどを確認するために情報セキュリティ監査を行う必要あり
  - 情報セキュリティ監査責任者（注1）は、監査対象、監査の実施方法等を記載した監査実施計画を定めるとともに、情報セキュリティ監査実施者に当該計画に基づく監査（計画監査）を実施させ、監査結果を監査報告書として最高情報セキュリティ責任者（注2）に報告する
- （注1）監査に関する事務を統括する者 （注2）情報セキュリティに関する事務を統括する者

#### 計画監査の実施状況等

- 19府省庁等における計画監査の実施状況等を確認したところ・・・

- ・ 監査実施計画が策定されていなかった（3年度：3府省庁等、4年度：2府省庁等、5年度：1府省庁等）
- ・ 監査実施計画は策定されていたが、計画監査が実施されず（3年度：1府省庁等）

#### 監査結果に係る情報共有の状況

- 19府省庁等のうち4府省庁等では、計画監査以外に、情報システム担当部局が情報セキュリティ監査を業務委託により実施（計画外監査）
- 計画外監査の結果も組織全体の対策に活用することが有効であることから、組織内で情報共有されているか確認したところ・・・

監査結果が情報セキュリティ監査責任者等に情報共有されず  
（4府省庁等の委託契約17件のうち14件（11システム））

＜事例＞ 報告書P44  
計画外監査の結果、要機密情報を取り扱う際に用いるパスワードがポリシー等の規定を満たしておらず、不正アクセスを引き起こすおそれがあると指摘あり  
⇒しかし、情報システム担当部局は対策を講じていたものの、結果を情報セキュリティ監査責任者等に情報共有せず

**所見** 各機関において、統一基準群に基づき監査実施計画を策定し、当該計画に基づき監査を実施すること。また、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に情報共有されるように対応を検討すること

## 事業の概要

- ✓ 8府省庁（注1）の19部局等は、令和元年度～5年度に、（株）ジェイアール東日本企画（会社）と委託契約を締結し、又は会社を補助事業者として、**83委託事業等**を実施（54委託事業：委託費計68億2840万円、29補助事業：国庫補助金計143億8456万円）  
（注1）内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、こども家庭庁
- ✓ 会社は、委託費、国庫補助金交付の対象となる経費として、委託事業等の**業務に従事した者の人件費**を計上。83委託事業等に要した人件費について、事業従事者ごとに従事時間等を記載した**業務日誌**等の証ひょうを算定根拠として作成し、保存

## 検査の結果

- ✓ 会社は、83委託事業等において、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員を従事したこととし、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととしていて、**実際の従事状況に基づくことなく人件費を算定**して実績報告書等に記載
  - 71委託事業等（①）において、**業務に全く従事しない社員も含めて**人件費の算定の対象とする**社員を選定**した上で、社員別に想定する従事時間数等が記載された一覧表（**想定人件費一覧表**）を作成。各社員に対して、想定人件費一覧表で割り振った時間数について従事したこととして、**事実と異なる従事時間等**を記載した**虚偽の業務日誌**を作成させていた
  - 12委託事業等（②）において、想定人件費一覧表を作成していなかったものの、71委託事業等と同様に、社員に対して**虚偽の業務日誌**を作成させていた
  - ①②のいずれにおいても、虚偽の業務日誌とそれ以外の証ひょう（作業時間明細等の資料）との間で不整合が生じないようにするために、会社は虚偽の業務日誌の内容と一致するように**虚偽の証ひょうを作成**
- ✓ 実績報告書等の作成に当たり従事したこととされていた延べ1,524人のうち延べ1,179人については、業務に従事した事実を客観的に証明できる資料の提出なし。一方、残りの延べ345人については、従事した業務の具体的な内容等を客観的に証明できる資料が提出され、委託事業等の業務に従事した時間数があったことを確認
- ✓ 上記の延べ1,524人とは別の延べ26人は、実績報告書等の作成時に人件費の算定対象となっていなかったものの、業務に従事していたことを確認
- ✓ 委託事業等の業務に従事していたことが客観的に証明できる資料で確認できた社員延べ371人の人件費を基に算定すると、82委託事業等（注2）において**計19億9527万円が過大**（委託事業11億4311万円、補助事業8億5216万円）  
（注2）差額が生じなかった1委託事業を除く



# 委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大（不当）

8府省庁

19億9527万円(指摘金額)

## 委託事業及び補助事業の概要

- 8府省庁（注）の19部局等は、令和元年度～5年度に、（株）ジェイアール東日本企画（会社）と委託契約を締結し、又は会社を補助事業者として、**83委託事業等**を実施（54委託事業：委託費計68億2840万円、29補助事業：国庫補助金計143億8456万円）  
（注）内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、こども家庭庁
- 会社は、委託費、国庫補助金交付の対象となる経費として、委託事業等の**業務に従事した者の人件費**を計上。83委託事業等に要した人件費について、事業従事者ごとに従事時間等を記載した**業務日誌**等の証ひょうを算定根拠として作成し、保存

## 検査の結果

資源エネルギー庁の補助金に係る補助事業を対象とした会社に対する検査において、補助事業の業務に**全く従事していない社員を従事したこととして、人件費を算定**していたことが判明。そこで、会社が国から委託等を受けた他の委託事業等についても同様の事態がないか確認したところ…

## 83委託事業等の状況

会社は、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員を従事したこととし、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととしていて、**実際の従事状況に基づくことなく人件費を算定（延べ1,524人、計22億4168万円）**

- ✓ 71委託事業等において、社員別（業務に従事しない社員含む）に想定する従事時間数等が記載された一覧表（想定人件費一覧表）を作成し、各社員に対して、想定人件費一覧表で割り振った時間数について従事したこととする**虚偽の業務日誌を作成**させていた
- ✓ 12委託事業等において、想定人件費一覧表を作成していなかったものの、同様に**虚偽の業務日誌を作成**させていた
- ✓ 虚偽の業務日誌とそれ以外の証ひょう（作業時間明細等の資料）との間で不整合が生じないよう、虚偽の業務日誌の内容と一致するように**虚偽の証ひょうを作成**

**証ひょうからは実際の従事状況を正確に把握できない状況**

そこで、委託事業等に従事していたことが客観的に証明できる資料（会議の議事録、電子メールの送信履歴等）をみたところ…

- ✓ 業務に従事していたことが確認できたのは**延べ371人**
- ✓ その従事時間数に基づいて算定した人件費は**計2億8177万円**

このうち差額が生じなかった1委託事業を除く82委託事業等において、過大となっていた委託費、国庫補助金を算定したところ…

委託費、国庫補助金の**計19億9527万円が過大**

| 府省庁名   | 事業数 | 過大となっていた額 |
|--------|-----|-----------|
| 内閣府本府  | 1   | 223万円     |
| こども家庭庁 | 1   | 467万円     |
| 文部科学省  | 2   | 205万円     |
| 厚生労働省  | 3   | 2648万円    |
| 農林水産省  | 10  | 1億2597万円  |
| 経済産業省  | 57  | 16億7125万円 |
| 国土交通省  | 2   | 5983万円    |
| 環境省    | 6   | 1億0276万円  |
| 計      | 82  | 19億9527万円 |



# 見返り資金の使用状況等（意見表示）

外務本省、独立行政法人国際協力機構  
11億5929万円、47億2883万円(指摘金額)

## 見返り 資金制度 の概要

- ✓ 外務省及び独立行政法人国際協力機構は、食糧不足等に直面している開発途上地域の政府等に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与する無償資金協力（注1）を実施（注1）無償資金協力（食糧援助）、無償資金協力（貧困農民支援。平成17年度以前は食糧増産援助）、ノン・プロジェクト無償資金協力（経済構造改善努力支援無償資金協力）
- ✓ 相手国政府は、贈与資金により調達した物品を国内市場で売却するなどして回収した資金（見返り資金）を経済社会開発に資する事業に使用することが可能。見返り資金は、使用により更なる開発効果が期待等されるもの
- ✓ 相手国政府は、交換公文や贈与契約等に基づき、所定の期限までに、銀行口座に見返り資金として積立義務額以上の金額を積み立てる義務を負う。また、在外公館等（注2）に対して、資金の使用に係る協議（使途協議）を行うこととされ、在外公館等は、相手国政府の申請内容を確認等した上で、使用を承認（注2）外務省実施分は在外公館、機構実施分は在外事務所等

## 検査の 結果

- ✓ 外務省が平成4～29年度に交換公文を締結した15か国115事業（贈与額506億3100万円）のうち、令和6年度末時点で相手国政府の銀行口座にある見返り資金の残高は7か国31事業における11億5929万円。これらは積立期限後5年以上が経過していて長期間使用されておらず、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していない
- ✓ 機構が平成20～26年度に贈与契約を締結した42か国89事業（贈与額419億7500万円）のうち、26か国48事業における見返り資金47億2883万円（積立期限後6年以上経過）についても、上記と同様の状況
- ✓ 4在外公館では、相手国政府の見返り資金の銀行口座の一部の存在を把握しておらず、残高や使用状況等について未確認。また、外務本省では、見返り資金の残高等を把握する体制が未整備で、在外公館に適時適切に確認するよう指示しておらず
- ✓ 相手国政府に対して見返り資金の早期使用を促すなどの働きかけを行っている在外公館等は確認できず

## 表示する 意見

- ✓ 外務省及び機構において、ガイドラインを改訂するなどして、相手国政府の見返り資金の口座残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期間使用されず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して早期の使用に向けた働きかけを行うよう、明確に定めて在外公館等に周知徹底すること
- ✓ 外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高等の確認状況を適時適切に把握する体制を整備すること
- ✓ 外務本省及び機構本部において、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外公館等に対して指示することとすること

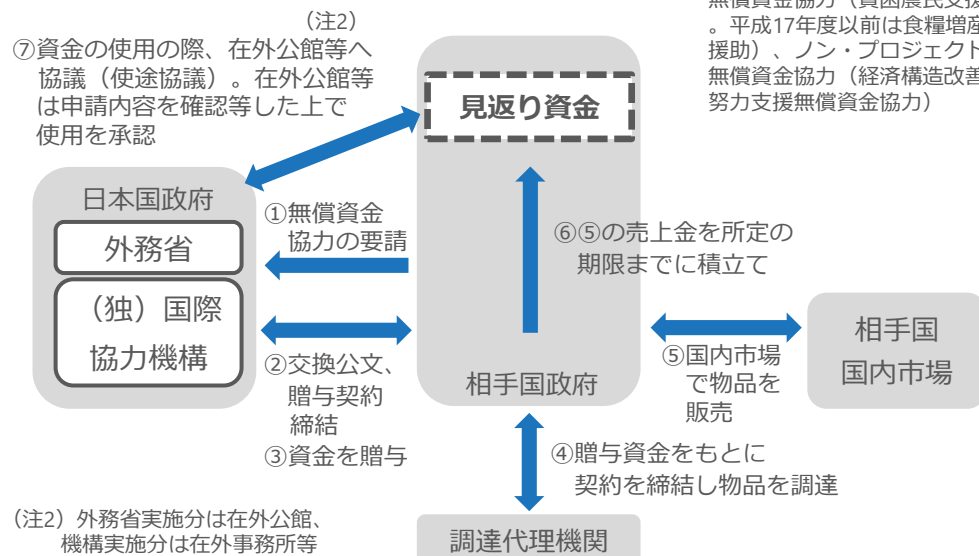
# 見返り資金の使用状況等（意見表示）

外務本省、独立行政法人国際協力機構  
11億5929万円、47億2883万円(指摘金額)

## 見返り資金制度の概要

- 外務省及び機構は、食糧不足等に直面している開発途上地域の政府等に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与する無償資金協力（注1）を実施
- 相手国政府は、贈与資金により調達した物品を国内市場で売却するなどして回収した資金（**見返り資金**）を経済社会開発に資する事業に使用することが可能。見返り資金は、使用により更なる開発効果が期待等されるもの

（注1）無償資金協力（食糧援助）、無償資金協力（貧困農民支援）。平成17年度以前は食糧増産援助）、ノン・プロジェクト無償資金協力（経済構造改善努力支援無償資金協力）



## 検査の結果

- 外務省が平成4～29年度に交換公文を締結した事業及び機構が20～26年度に贈与契約を締結した事業をみたところ…

見返り資金が長期にわたり使用されておらず、  
更なる開発効果が速やかに発現していない（下表参照）

| 実施主体 | 検査対象                             | 見返り資金の残高<br>(令和6年度末時点)                               |
|------|----------------------------------|------------------------------------------------------|
| 外務省  | 15か国115事業<br>506億3100万円<br>(贈与額) | <b>7か国31事業</b><br><b>11億5929万円</b><br>(積立期限後5年以上経過)  |
| 機構   | 42か国89事業<br>419億7500万円<br>(贈与額)  | <b>26か国48事業</b><br><b>47億2883万円</b><br>(積立期限後6年以上経過) |

中には20年以上経過しているものあり

残高の7割は10年以上経過

- ・4在外公館では、相手国政府の見返り資金の銀行口座の一部の存在を把握しておらず、残高や使用状況等について未確認。外務本省では、見返り資金の残高等を**把握する体制が未整備**で、在外公館に適時適切に確認するよう指示しておらず
- ・相手国政府に対して見返り資金の**早期使用を促すなどの働きかけを行っている在外公館等は確認できず**

## 表示する意見

- ・外務省及び機構において、ガイドラインを改訂するなどして、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期間使用されず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して**早期の使用に向けた働きかけ**を行うよう、**明確に定めて在外公館等に周知徹底**すること
- ・外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高等の確認状況を**適時適切に把握する体制を整備**すること
- ・外務本省及び機構本部において、見返り資金の**早期の使用に向けた働きかけ**を在外公館等に対して**指示**することとすること

# 中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁

独立行政法人中小企業基盤整備機構

3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

## 事業の概要

- ✓ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(機構)は、新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組(事業再構築)を通じて規模の拡大等の事業(再構築事業)を行う中小企業者等(事業主体)に対して、中小企業庁から国庫補助金を受けて設置造成した基金を原資に、事務局を通じて事業再構築補助金を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業(再構築支援事業)を実施(補助金交付額: 60,223事業主体の60,490事業に対して1兆3740億1549万円(令和3年の開始後~6年度末))
- ✓ 再構築事業で取得するなどした処分制限財産(注1)は、原則、事業計画書に記載された事業再構築(計画新規事業)にのみ使用(事業計画の内容等を踏まえて判断する必要があるものの、処分制限財産を既存事業等(注2)に使用する場合は原則目的外使用)  
(注1) 取得価格等が50万円以上の機械、器具等 (注2) 既存の事業及び計画新規事業とは別の新規事業
- ✓ 事業主体は、事業完了日の属する決算年度(補助事業終了年度)の終了後5年間、直近1年間の事業再構築の事業化の状況等を記載した「事業化状況・知的財産権報告書」(事業化状況等報告書)を提出。  
中小企業庁は、効果検証として、報告内容等に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施

## 検査の結果

- 20事業主体の20事業(補助金交付額計4億2972万円)で、①役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき事業再構築補助金が過大に交付されていた事態、②補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態、③処分制限財産が無断で処分されていた事態あり(指摘金額3億4461万円)【不当事項】
- 会計実地検査時点で83事業主体(注3)の83事業で処分制限財産317件(補助金相当額計16億2323万円)が既存事業等にのみ使用されるなど計画新規事業に使用されておらず、又は計画新規事業には使用されていたものの既存事業等にも使用されていた  
⇒機構は、随時調査(注4)を行った事業がごく一部にとどまる中、現地に赴かずして処分制限財産の使用状況を把握できるようにするための方策等を講じておらず、多数の事業主体における処分制限財産の使用状況を十分に把握していない  
(指摘金額16億2323万円)【意見表示】 (注3) 上記1のうち14事業主体を含む (注4) 再構築事業終了後に機構等が実地で行うことができる検査
- 計画新規事業の売上実績がないのに事業化状況等報告書で売上実績ありと報告、また、同報告書に既存事業等も含めた売上額を計上等、純計49事業主体49事業で事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていない(指摘金額13億2329万円)【意見表示】

## 表示する意見

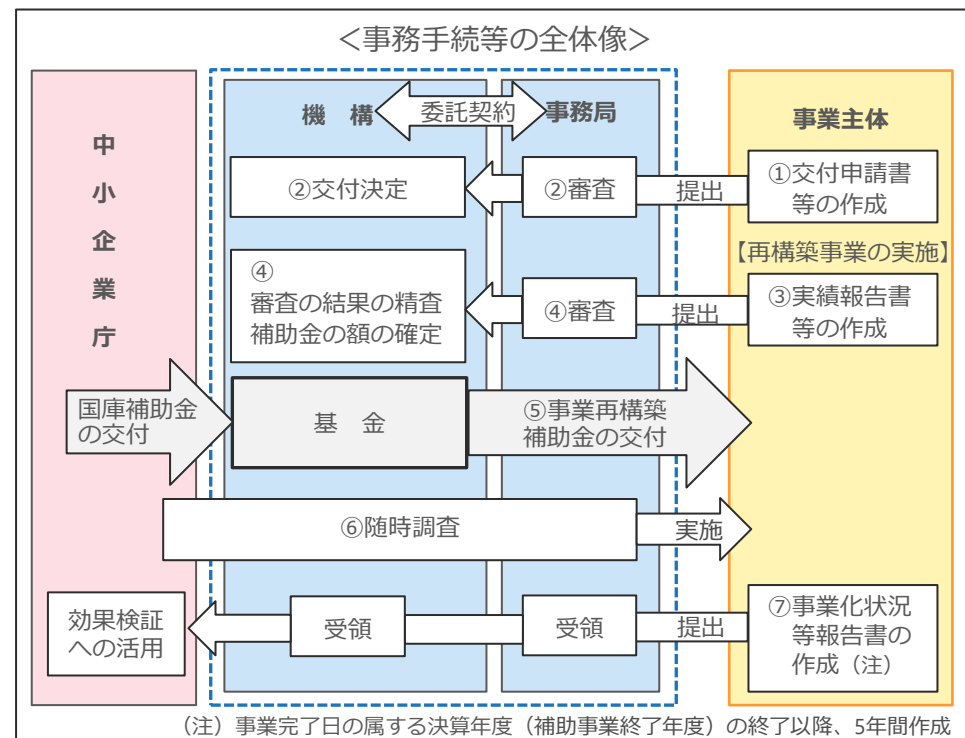
- ✓ 機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討すること(上記2に対する意見)
- ✓ 機構において、事業主体における事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書における報告方法を見直すこと(上記3に対する意見)
- ✓ 中小企業庁において、これらの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

# 中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

## 事業の概要

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構(機構)は、**事業再構築**を通じて規模の拡大等の事業(再構築事業)を行う**中小企業者等**(事業主体)に対して、事業再構築補助金を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業(再構築支援事業)を実施
- 事業再構築の類型(新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等)に該当するための要件は、「事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、**新規性を有するものであること**」など
- 補助の対象は、専ら**再構築事業のために使用**される建物の建設、機械装置の購入等に要する経費等(補助率3分の2等、上限6000万円等)
- 機構等は、事業主体に対して、再構築事業終了後、予告なく随時調査(注)が可能(委託契約に基づき事務局が実施)  
(注) 再構築事業終了後に機構等が実地で行うことができる検査
- 中小企業庁は、再構築事業完了後に事業主体から提出される「事業化状況・知的財産権報告書」(事業化状況等報告書)に基づき、事業効果の検証を実施
- 補助金交付額は、令和3年に開始後、6年度末までに、**60,223事業主体の60,490事業**に対して、**1兆3740億1549万円**



(注1) 表中の1～5は本資料の検査の結果に対応。金額は指摘金額

(注2) 不当事項の20事業主体には、意見表示の4における83事業主体に含まれるものが14事業主体あり、指摘金額にも重複あり

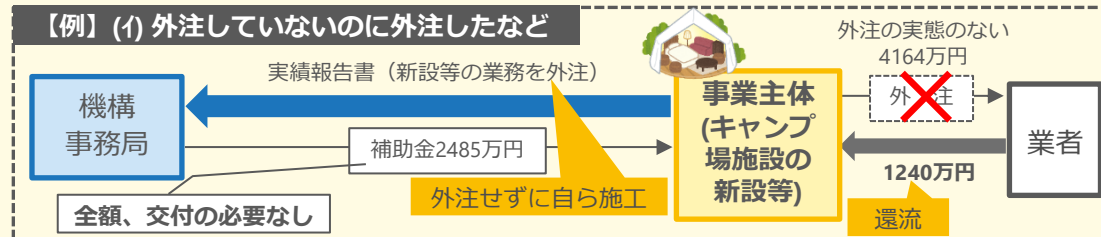
|                                |                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不当事項<br>(20事業主体<br>3億4461万円)   | 1 役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき、事業再構築補助金が過大に交付されていた事態(4事業主体 1億2179万円)<br>2 補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態(7事業主体 1億6816万円)<br>3 処分制限財産が無断で処分されていた事態(11事業主体 1億1986万円)<br>※1～3の事業主体数及び金額は一部重複 |
| 意見表示<br>(108事業主体<br>24億7315万円) | 4 処分制限財産の使用状況が十分に把握されていない事態(83事業主体 16億2323万円)<br>5 事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていない事態(49事業主体 13億2329万円)<br>※4、5の事業主体数及び金額は一部重複                                                                     |

# 中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

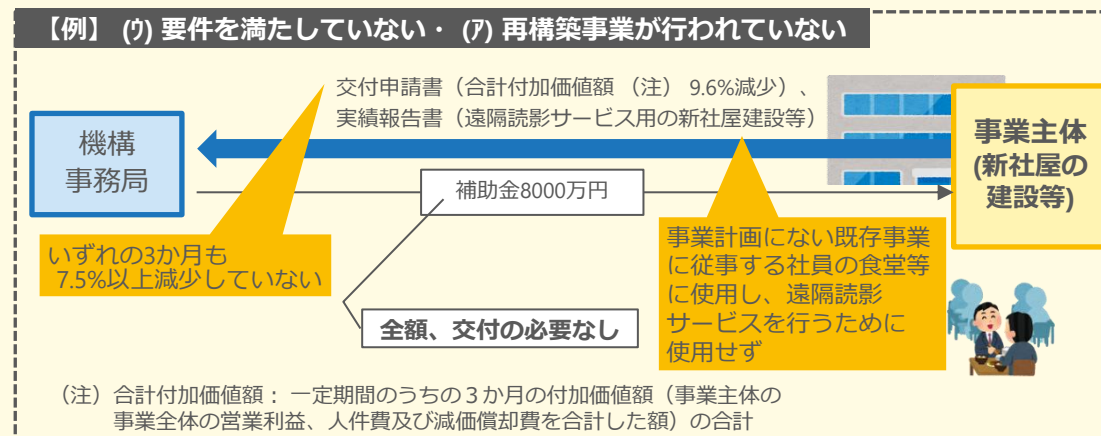
## 検査の結果 1 (不当) 役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき事業再構築補助金が過大に交付されていた事態

- (ア) 納品を受けていないのに受けたなどとしていた  
(イ) 業務を外注していないのに外注したなどとしていた  
(ウ) 事業が完了していないのに完了したなどとしていた
- (注1) 検査の結果 1～3 の事業主体数及び金額は一部重複  
<4事業主体 1億2179万円>



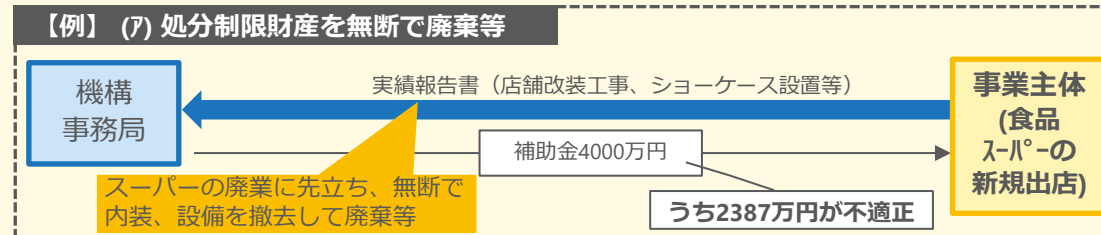
## 検査の結果 2 (不当) 補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態

- (ア) 建設するなどした建物を事業計画に記載のない既存の事業に用いて、事業計画で実施するとして再構築事業が行われていない  
(イ) 補助対象事業費に補助の対象外の工事費等を含めるなど  
(ウ) 売上高等減少要件(注2)を満たしておらず、補助の対象外等  
(エ) 業態転換の要件(注3)である新規性を有しておらず、補助の対象外等
- (注1) 一定期間のうちの3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して7.5%以上減少していることなど  
(注2) 一定期間のうちの3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して7.5%以上減少していることなど  
(注3) 提供される商品又はサービスが新規性を有するものであること
- <7事業主体 1億6816万円>



## 検査の結果 3 (不当) 処分制限財産が無断で処分されていた事態

- (ア) 処分制限財産(注4)が無断で譲渡され、貸し付けられ、又は廃棄されていた(注4) 取得価格等が50万円以上の機械、器具等  
(イ) 処分制限財産が無断で補助の目的外に使用されていた
- (注1) <11事業主体 1億1986万円>



# 中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

## 検査の結果4(意見表示) 処分制限財産の使用状況が十分に把握されていない事態

### 再構築事業で取得するなどした処分制限財産の取扱い

- ・処分制限財産を処分制限期間内に処分(目的外使用(注1)譲渡、貸付け、廃棄等)をしようとするときは、あらかじめ承認申請書を提出。  
処分制限期間内に処分した場合は、残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を機構に納付 (注1) 補助金の交付の目的に反する使用
- ・再構築事業で取得するなどした処分制限財産は、原則、事業計画書に記載された事業再構築(計画新規事業)にのみ使用される必要あり
- ・個々の事業計画の内容等を踏まえて判断する必要があるものの、処分制限財産を既存事業等(注2)に使用の場合は原則として目的外使用  
(注2) 既存の事業及び計画新規事業とは別の新規事業

➤ 令和4~6年度に補助金を交付した224事業主体の225事業(補助金交付額計61億6121万円)について実地検査を行ったところ、下記①②のとおり

### ①処分制限財産の使用状況(会計実地検査時点)

83事業主体83事業の処分制限財産317件(補助金相当額計**16億2323万円**)が既存事業等にのみ使用されるなど**計画新規事業に使用されておらず**、又は計画新規事業には使用されていたものの**既存事業等にも使用**(右表参照)



- 理由**
- ・経済社会情勢の変化により、想定していた利益を確保できず計画新規事業を休止
  - ・既存事業等に使用しても問題ないと認識 など

(注) 83事業主体には、不当事項で指摘している14事業主体が含まれており、指摘金額にも重複あり

再構築事業で取得するなどした処分制限財産は、既存事業等への使用や廃棄等が生じやすい状態になっていると考えられる

### ＜計画新規事業に使用されていないなどの処分制限財産の状況＞

| 区分          | 計画新規事業に使用されていないもの |                    |                | 既存事業等にも使用<br>(注3) | 計               |
|-------------|-------------------|--------------------|----------------|-------------------|-----------------|
|             | 遊休                | 既存事業等にのみ使用<br>(注3) | 廃棄、譲渡等         |                   |                 |
| 事業数<br><割合> | 30事業<br><13.3%>   | 22事業<br><9.7%>     | 14事業<br><6.2%> | 32事業<br><14.2%>   | 83事業<br><36.8%> |
| 財産の件数       | 74件               | 37件                | 84件            | 122件              | 317件            |
| 取得価格等       | 7億0036万円          | 6億0656万円           | 1億2289万円       | 14億5938万円         | 28億8920万円       |
| 補助金相当額      | 3億4996万円          | 3億2716万円           | 8458万円         | 8億6152万円          | 16億2323万円       |

(注1) 表中の割合は検査した225事業に対するそれぞれの事業数の割合 (注2) 事業数に重複あり  
(注3) 原則として計画新規事業にのみ使用される必要があるとの考え方に基づき集計したものであり、目的外使用に当たるとの判断に基づき集計したものではない

### ②機構等における処分制限財産の使用状況の把握状況

- ・6万件以上ある交付済事業のうち、1160事業主体1161事業を随時調査(69事業主体69事業で目的外使用を把握)
- ・随時調査は交付済事業のごく一部にとどまっている。しかし、機構は**現地に赴かずに使用状況を把握する方策を講じていない**

### 表示する意見

機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として**計画新規事業にのみ使用する必要があること**及び目的外使用等を行う場合に**所定の手続きをとる必要があることを周知**するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の**使用状況を的確に把握するための方策を検討**すること

# 中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

## 検査の結果5(意見表示)

## 事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていないなどの事態

### 事業効果検証の概要

- ・事業主体は、再構築事業完了の日の属する決算年度(補助事業終了年度)の終了後5年間、直近1年間の事業再構築の事業化の状況、事業主体の決算の状況や付加価値額の実績等を記載した事業化状況等報告書を提出
- ・事業主体は、事業化状況等報告書において、事業再構築の事業化の状況について、生産する製品等の売上額、原価等を報告。  
事業化している場合は、5段階(注)の区分(事業化段階)から各報告時点の段階を選択して報告  
(注) 第1段階(製品の販売、又はサービスの提供に関する宣伝等を行っている)から第5段階(継続的に販売・提供実績があり利益が上がっている)まで。  
第1段階及び第2段階は売上実績なし、第3段階～第5段階は売上実績あり
- ・中小企業庁は、効果検証として、事業化状況等報告書に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施。効果検証は今後も継続

➤ 会計実地検査時点で事業化状況等報告書の提出期限が到来していた212事業主体の213事業(補助金交付額59億3331万円)を確認すると・・・

|                   |                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売上実績についての報告       | 9事業主体9事業(補助金交付額 <b>2億0071万円</b> )は、計画新規事業の売上実績がないのに、事業化状況等報告書で売上実績ありと報告等                             |
| 売上額の計上方法          | 17事業主体17事業(同 <b>4億0705万円</b> )は、事業化状況等報告書に既存事業等も含めた売上額を計上して報告等                                       |
| 事業化段階と売上額及び原価の整合性 | 17事業主体17事業(同 <b>4億5100万円</b> )は、事業化状況等報告書において、事業化段階を第5段階(利益が上がっている)としているのに、売上額及び原価の項目では利益が上がっていないと報告 |

(注) いずれも補助事業  
終了年度分



補助事業終了年度以降2年までの報告分を含め**事業化の状況が適切に報告されていない**  
(上記の純計：**49事業主体49事業** 補助金交付額**13億2329万円**)

適切に報告されていない報告書の提出が継続すると、再構築支援事業の事業効果を正確に分析することが困難となり、今後の政策判断に必要な適切な検証結果が得られないおそれ

**表示する意見** 機構において、事業主体における事業再構築の**事業化の状況が適切に報告されるよう**、事業化状況等報告書における**報告方法を見直すこと**

**検査の結果4及び5を受けて表示する意見** 中小企業庁において、見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して**指導、助言等**を行うこと

## 検査の背景

- ✓ 消費税には、課税売上げに係る消費税の額から実際の課税仕入れに係る消費税の額を控除して算出する**本則課税**（原則）に対して、特例として、中小事業者の事務負担に配慮して、みなし仕入率を用いて算出する**簡易課税制度**があり、これらの税額には差額（**消費税差額**）が生じ得る
- ✓ 事業者は、原則として、**基準期間**（課税期間の事業年度の前々事業年度等）における**課税売上高が5000万円以下**である課税期間（注1）について、制度を適用できる  
（注1）基準期間がない場合を含む
- ✓ 制度の適用の可否の判定に当たり、**新設分割**（注2）の場合は、**基準期間における課税売上高以外の指標**により、**吸収合併**（注3）等の場合は、原則どおり**吸収合併法人等の基準期間における課税売上高**により、それぞれ判定  
（注2）法人が、当該法人の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する法人（新設分割承継法人）に承継させること  
（注3）法人が、他の法人とする合併であって、合併により消滅する法人（被合併法人）の事業の全部を合併後存続する法人（吸収合併法人）に承継させること

## 検査の状況

- ✓ 令和3年度又は4年度に簡易課税制度を適用していて課税売上げが1億円を超えている延べ4,796法人を対象に検査
- 1. 仮に、**新設分割承継法人と同様の判定**を行った場合、元年度～4年度に合併又は分割を行っていた延べ172法人について、被合併法人等の基準期間に対応する期間における課税売上高等が**5000万円超**で、制度を適用できない法人は延べ141法人。  
このうち推計した消費税差額（推計消費税差額）を算出可能な延べ116法人において、**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっていた法人は延べ**105法人**、その推計消費税差額は計**22億9214万円**（延べ3法人は推計消費税差額が1億円超） など
- 2. 仮に、基準期間における課税売上高以外の指標である**消費税の納税義務の判定における2指標**（①判定対象者（注4）の基準期間に相当する期間における課税売上高、②特定期間（注5）における課税売上高等）を用いて制度の適用を分析した場合、
  - ・ ①について、基準期間がない延べ243法人のうち、指標に係る課税売上高があることを把握できた法人は延べ75法人。  
このうち、推計消費税差額を算出可能な延べ**62法人**の全てにおいて**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっており、その推計消費税差額は計**5億8456万円**（大半は判定対象者が1者で発行済株式等の100%を保有することにより支配されている法人）
  - ・ ②について、特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円を超えていた延べ48法人のうち、推計消費税差額を算出可能な延べ**31法人**の全てにおいて**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっており、**推計消費税差額は計3億1143万円**（注4）基準期間がない法人のうち事業年度開始の日において特定要件に該当している法人を支配している他の者等  
（注5）個人事業者はその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人はその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間等
- ⇒ 上記1、2について、重複分を除くと**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっていた法人は延べ**185法人**、**推計消費税差額は計29億0078万円**

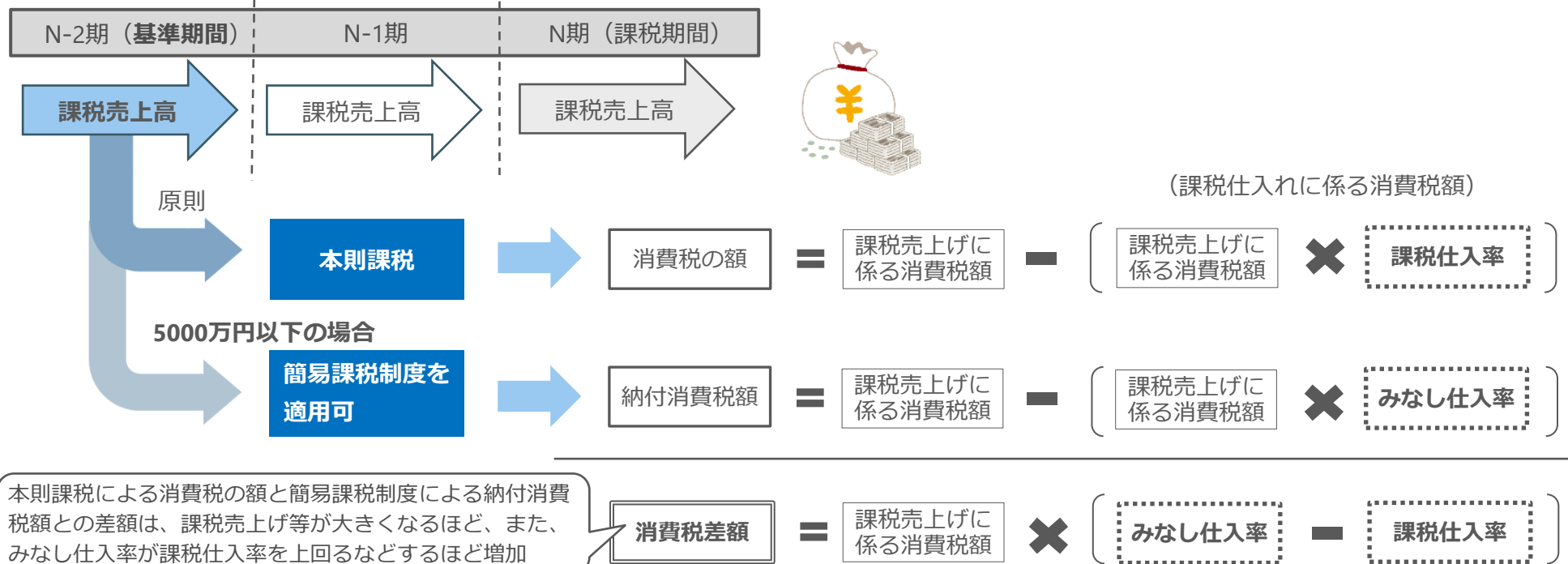
## 所見

- ✓ 財務省において、多額の課税売上げを有する法人における消費税の簡易課税制度の適用について、簡易課税制度が中小事業者の事務負担に配慮して設けられている趣旨等も含めて、**様々な視点からより適切なものとなるよう検討**を行っていくこと

## 検査の背景 消費税の簡易課税制度の概要等（本文P522～523）

- 消費税には、課税売上げに係る消費税の額から実際の課税仕入れに係る消費税の額を控除して算出する**本則課税**（原則）に対して、特例として、中小事業者の事務負担に配慮して、**みなし仕入率**（事業区分別に90%～40%）を用いて納付消費税額を算出する**簡易課税制度**があり、これらの税額には差額（**消費税差額**）が生じ得る（下図参照）
- 簡易課税制度は、原則として、**基準期間**（課税期間である事業年度の前々事業年度等）における**課税売上高が5000万円以下**である課税期間（注）に同制度を適用可  
（注）基準期間がない場合を含む

### <簡易課税制度の適用による消費税差額の概念図>

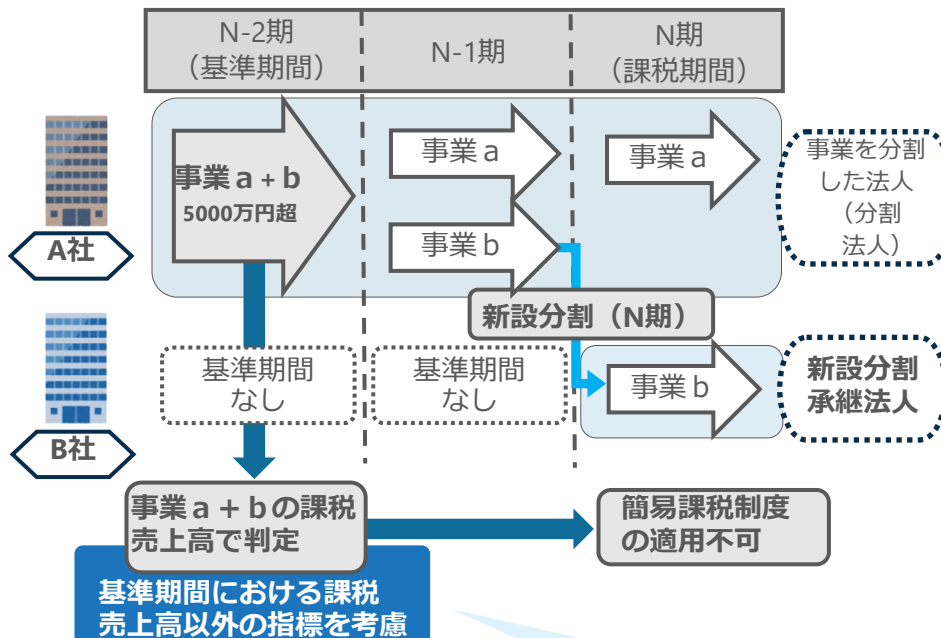


会計検査院は、平成24年10月の国会及び内閣への報告「消費税の簡易課税制度について」において、納付消費税額が低額となっている簡易課税制度適用者の中には、吸収合併又は吸収分割により事業を承継した法人等で多額の課税売上高を有する規模の大きな事業者が含まれていた状況等を記述

## 検査の背景 分割又は合併があった場合の簡易課税制度の適用（本文P523～526）

- **新設分割**（法人が、当該法人の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する法人（新設分割承継法人）に承継）の場合  
⇒ 新設分割承継法人における制度の適用の可否の判定に当たり、**基準期間における課税売上高以外の指標**を考慮<sup>（注1）</sup>
  - **吸収合併**（法人が他の法人とする合併で、合併により消滅する法人（被合併法人）の事業の全部を合併後存続する法人（吸収合併法人）に承継）の場合  
⇒ 吸収合併法人における制度の適用の可否の判定に当たり、原則どおり**吸収合併法人の基準期間における課税売上高**により判定
- （注1）新設合併（被合併法人の事業の全部を合併により設立する法人に承継）、吸収分割（分割法人が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割した後に他の法人に承継）の場合も同様

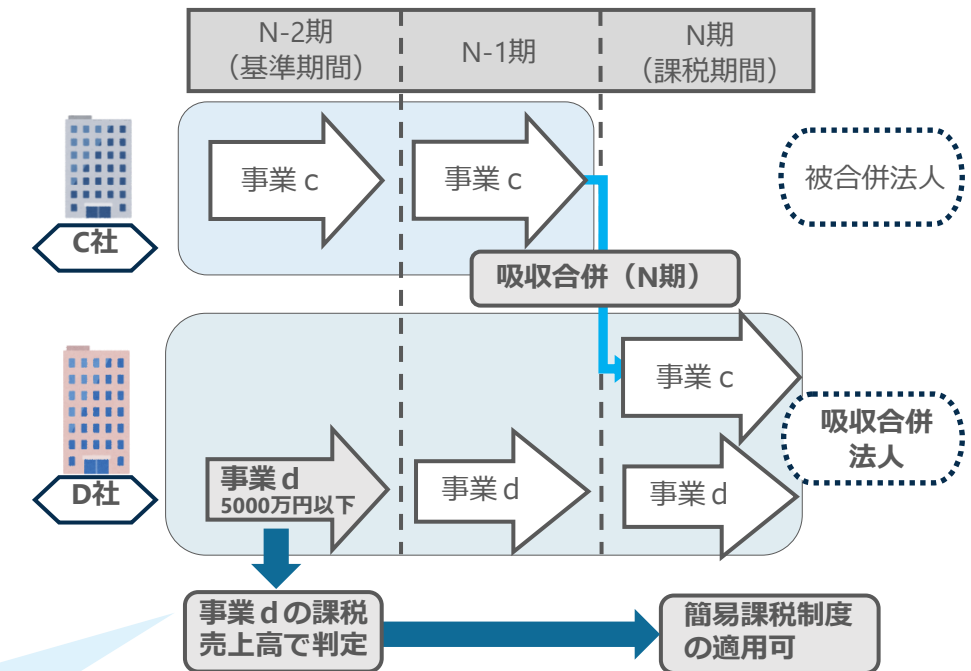
### <新設分割の場合> A社が事業bを分割により設立するB社に承継



（注2）図内の は事業の課税売上高の規模を示す

新設分割の場合には、B社の基準期間における課税売上高以外の指標（A社の基準期間に対応する期間における課税売上高等）を考慮して判定することとなっている一方、吸収合併等の場合には、そのような指標（C社の基準期間に対応する期間における課税売上高等）を考慮することとはされていない

### <吸収合併の場合> C社が事業の全部である事業cをD社に承継



## 検査の状況 1 吸収合併法人等における簡易課税制度の適用についての分析（本文P527～530）

- 令和3年度又は4年度に簡易課税制度を適用している延べ994,687法人のうち、3年度又は4年度の課税売上げが1億円を超えている**延べ4,796法人**を対象に検査（検査の対象は検査の状況2も同じ）
- 本資料P3に記載の仕組みのため、例えば、簡易課税制度を適用できる規模の小さな法人が、吸収合併等により、簡易課税制度を適用できない規模の大きな法人から事業を承継して課税売上げが多額となったとしても、簡易課税制度を適用可能



そこで、元年度～4年度に合併又は分割を行っていた法人**延べ172法人**について、基準期間における課税売上高以外の指標である被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等の状況をみたところ…

- 被合併法人等の基準期間に対応する期間における課税売上高等が**5000万円超**で、仮に新設分割承継法人と同様の判定（注1）を行った場合、簡易課税制度を適用できない法人は**延べ141法人**
- 上記のうち、推計した消費税差額（推計消費税差額）を算出可能な延べ116法人についてみると、簡易課税制度を適用したことにより**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっていた法人は**延べ105法人**（注2）、その推計消費税差額は計**22億9214万円**（下表参照）

（注1）基準期間における課税売上高以外の指標による判定（本資料P3参照）

（注2）残りの延べ11法人は、本則課税に比べて納付消費税額が高額となっており、その推計消費税差額は計2685万円

（単位：法人、千円）

| 課税期間    | 区分       | 吸収合併法人等の課税期間における課税標準額（注3） |                |                 |         |           |
|---------|----------|---------------------------|----------------|-----------------|---------|-----------|
|         |          | 5億円以下                     | 5億円超<br>10億円以下 | 10億円超<br>50億円以下 | 50億円超   | 計         |
| 令和2～5年度 | 法人数      | 70                        | 14             | 17              | 4       | 105       |
|         | 推計消費税差額計 | 324,369                   | 279,771        | 777,651         | 910,354 | 2,292,146 |

（注3）税額計算の基礎となるべき金額で、これに税率を乗じて課税売上げに係る消費税の額を算出

3法人は推計消費税差額が1億円超

**<事例>** A法人は、3年12月に100%子会社としてB法人を設立し、（本文P528）4年4月に事業の一部を吸収分割により分割した分割法人

- ・吸収分割により事業を承継したB法人の吸収分割後最初の課税期間（分割1期目）、翌課税期間（分割2期目）の課税売上高：61億円、62億円
- ・B法人の分割1期目は基準期間なし、分割2期目の基準期間の課税売上高は6万円。両課税期間で簡易課税制度を適用

⇒仮にA法人が4年4月に事業の一部を分割してB法人を設立していた場合・・・B法人は新設分割承継法人となり、両課税期間については、分割法人であるA法人の基準期間に対応する期間の課税売上高（65億円、61億円）を考慮して簡易課税制度の適用を判定することになり、B法人は簡易課税制度を適用できない

⇒推計消費税差額は、分割1期目が9520万円、分割2期目が9090万円（計1億8610万円）

## 検査の状況 2 簡易課税制度において用いる指標以外の指標を用いた場合の制度の適用についての分析（本文P530～532）

- 基準期間における課税売上高以外の指標には、簡易課税制度において用いる指標（本資料P3参照）のほか、消費税の納税義務の判定における下記①②の指標あり。仮に①②の指標を用いた場合の制度の適用について分析

### <指標①> 判定対象者（注1）の基準期間に相当する期間における課税売上高

簡易課税制度を適用していた延べ4,796法人のうち、基準期間がない延べ243法人について、指標①に係る課税売上高をみたところ…

- 判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高があることを把握できた法人は延べ75法人
- うち推計消費税差額を算出可能な延べ62法人についてみると、延べ62法人全てで簡易課税制度を適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっており、その推計消費税差額は計5億8456万円（下表参照）

特に、判定対象者が1者で発行済株式等の100%を保有することにより支配されている法人は延べ53法人、推計消費税差額は計4億9035万円

（単位：法人、千円）

| 年度      | 区分       | 基準期間がなく、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高がある法人の課税期間における課税標準額 |            |         |         |
|---------|----------|-------------------------------------------------------|------------|---------|---------|
|         |          | 5億円以下                                                 | 5億円超10億円以下 | 10億円超   | 計       |
| 令和3、4年度 | 法人数      | 47                                                    | 9          | 6       | 62      |
|         | 推計消費税差額計 | 183,441                                               | 128,003    | 273,116 | 584,561 |

1法人は推計消費税差額が1億円超

（注1）基準期間がない法人のうち事業年度開始の日において特定要件（他の者により発行済株式の総数等の50/100を超える株式等が直接又は間接に保有されることなどにより支配される場合）に該当している法人を支配している他の者等

### <指標②> 特定期間（注2）における課税売上高等

簡易課税制度を適用していた延べ4,796法人について、指標②に係る課税売上高等の状況をみたところ…

- 特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円を超えていることが把握できた法人は延べ48法人
- うち推計消費税差額を算出可能な延べ31法人についてみると、延べ31法人全てで簡易課税制度を適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっており、その推計消費税差額は計3億1143万円（下表参照）

（単位：法人、千円）

| 年度      | 区分       | 特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円超の法人の課税期間における課税標準額 |            |        |         |
|---------|----------|--------------------------------------------------------|------------|--------|---------|
|         |          | 5億円以下                                                  | 5億円超10億円以下 | 10億円超  | 計       |
| 令和3、4年度 | 法人数      | 20                                                     | 8          | 3      | 31      |
|         | 推計消費税差額計 | 124,125                                                | 111,772    | 75,538 | 311,437 |

（注2）個人事業者についてはその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間等

検査の状況1、2について、重複分を除くと本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人は延べ185法人、推計消費税差額は計29億0078万円

## 所見

財務省において、多額の課税売上げを有する法人における消費税の簡易課税制度の適用について、簡易課税制度が中小事業者の事務負担に配慮して設けられている趣旨等も含めて、様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくこと

# (一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金 (東日本大震災復興緊急保証分) の保有規模 (処置要求)

経済産業省

203億6589万円(指摘金額)

## 経安基金 (震災緊急保証分) 等の概要

- ✓ 中小企業庁は、一般社団法人全国信用保証協会連合会(連合会)に対して経営安定関連保証等対策費補助金(経安補助金)を交付し、連合会は、それを基に経営安定関連保証等特別基金(経安基金)を造成
- ✓ 中小企業庁は、平成23年5月に全国一律の東日本大震災復興緊急保証制度を創設し、経安補助金697億円を交付
- ✓ 連合会は、上記経安補助金を、信用保証協会(協会)(注)に対して震災緊急保証に係る損失補償金として出えんするための基金(経安基金(震災緊急保証分))の造成に充てて、管理  
(注) 中小企業者等が金融機関から受ける融資について、その債務の保証(信用保証)を行う機関
- ✓ 中小企業庁は、25年度以降、被災地の復旧・復興等の重点化等のため、震災緊急保証の対象を段階的に限定
- ✓ 令和2年2月に、経安基金(震災緊急保証分)の残高が必要額以上の水準にあるとして、経済産業省から連合会に保有規模の見直しを指示⇒連合会は使用見込みのない300億円を国庫納付(元年度国庫納付)

## 検査の 結果

- ✓ 中小企業庁及び連合会において震災緊急保証の実施状況等を、9協会において震災緊急保証に対する需要等を検査
- ✓ 経安基金(震災緊急保証分)の令和6年度末の残高は319億円、取崩額は2～6年度では計14億円
- ✓ 東日本大震災から14年が経過している中で、震災緊急保証の対象が段階的に限定⇒震災緊急保証に係る保証承諾が大きく減少(平成23年度79,404件1兆8157億円 ▶ 令和6年度2,135件591億円(平成23年度の件数の2.6%及び金額の3.2%))
- ✓ 経済産業省は、元年度国庫納付以降、連合会に対して、経安基金(震災緊急保証分)について保有規模の見直し指示を行わず⇒経安基金(震災緊急保証分)に留保しておく必要がある資金についての点検・検証が行われていない状況
- ✓ 経安基金(震災緊急保証分)に係る今後必要となる損失補償見込額を本院が試算  
⇒ 7年度以降の損失補償見込額は、115億4106万円となり、6年度末の基金残高319億0695万円との差額203億6589万円については、今後の使用見込みが極めて低く資金が有効に活用されていないと認められる

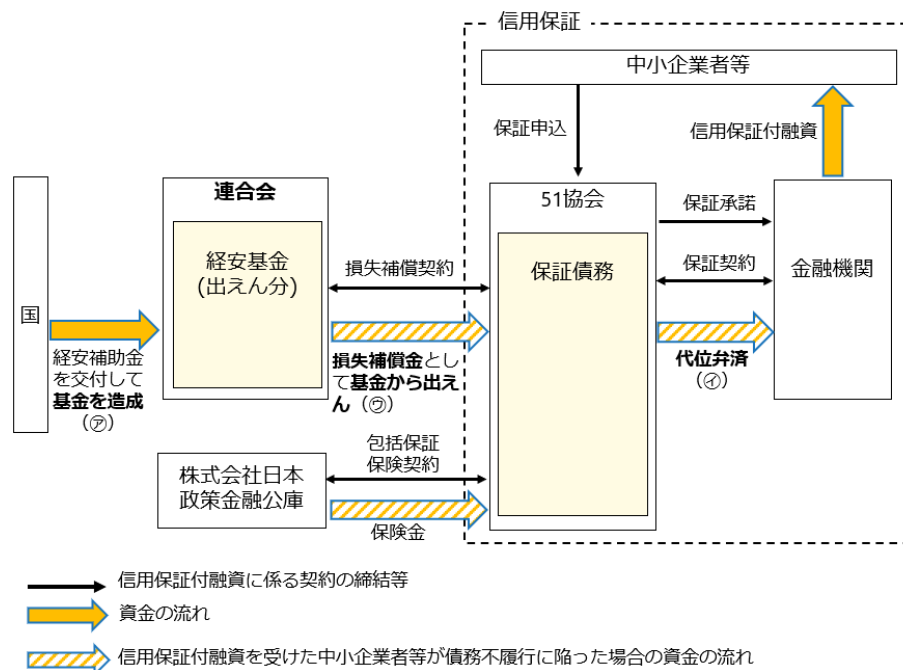
## 要求する 処置

- ✓ 連合会に対して、使用見込みを十分に精査して、経安基金(震災緊急保証分)が適切な保有規模となるよう見直しを指示し、必要額を超えて保有していると認められる額については、速やかに国庫に納付させること
- ✓ 経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について、連合会に対して適時適切に見直しを行わせるとともに、その結果を踏まえて点検・検証等を適切に行うこととすること

**(一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金  
(東日本大震災復興緊急保証分)の保有規模(処置要求)**

## 震災緊急保証の対象の変遷・基金の保有規模の見直し

⑤**連合会**は、協会が金融機関に支払った代位弁済額の6%を上限として、経安基金（震災緊急保証分）から**損失補償金**を出えん



- ・ 中小企業庁は、平成23年5月に全国一律の東日本大震災復興緊急保証制度を創設
- ・ 25年度及び令和3年度に、震災緊急保証を被災地の復旧・復興等に重点化して実施するため、また、地域ごとの復興状況等を踏まえ、**対象を段階的に限定**
- ・ 連合会は、2年2月に経済産業省から経安基金（震災緊急保証分）の保有規模の見直し指示を受け、**使用する見込みのない300億円を国庫納付（元年度国庫納付）**

| 対象者                                                                                            | 期間 | 震災発生～<br>平成25年3月 | 25年4月～<br>令和3年3月 | 3年4月～<br>(8年3月)                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------|------------------|-------------------------------------|
|                                                                                                |    |                  |                  |                                     |
| 特定被災区域のうち、 <b>岩手、宮城</b><br>及び <b>福島</b> の3県下の市町村に事業所<br>を有する中小企業者等<br>(被災3協会)                  |    | 対象               | 対象               | 対象                                  |
| 特定被災区域のうち、 <b>青森、茨城、<br/>栃木、埼玉、千葉、新潟</b> 及び <b>長野</b><br>の7県下の市町村に事業所を有する<br>中小企業者等<br>(被災7協会) |    | 対象               | 対象               | 既往の震災緊急<br>保証に係る資金<br>の借換えなどが<br>対象 |
| 特定被災区域外の市区町村のみに<br>事業所を有する中小企業者等<br>(その他41協会)                                                  |    | 対象               | 対象外              | 対象外                                 |

# (一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金 (東日本大震災復興緊急保証分) の保有規模 (処置要求)

経済産業省

203億6589万円(指摘金額)

## 検査の結果

中小企業庁及び連合会において震災緊急保証の実施状況等について、9協会において震災緊急保証に対する需要等について検査したところ・・・

### <経安基金（震災緊急保証分）の残高等の状況>

- ・令和6年度末の残高： **319億0695万円**
- ・損失補償金の出えんなどによる取崩額： **14億円**（2～6年度計）

### <震災緊急保証の実施状況>

- ・震災緊急保証に係る保証承諾の推移：  
**79,404件1兆8157億円**（平成23年度）⇒ **2,135件591億円**（令和6年度）  
（平成23年度の件数の**2.6%**、金額の**3.2%**）
- ・令和3年度以降、被災3協会が占める保証承諾額の割合が**99%以上**  
一方、被災7協会及びその他41協会はほとんど保証承諾なし

### 経安基金（震災緊急保証分）の取崩額の推移

(単位：億円)

| 年度  | 平成23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 取崩額 | -    | 1  | 9  | 13 | 11 | 9  | 6  | 6  | 5   |

| 年度  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 平成23年度から令和6年度までの計 | うち2年度から6年度までの計 |
|-----|---|---|---|---|---|-------------------|----------------|
| 取崩額 | 4 | 3 | 1 | 1 | 2 | 77                | 14             |

被災7協会及びその他41協会に係る損失補償見込額として、引き続き経安基金（震災緊急保証分）に留保しておく必要がある資金は**極めて少額**にもかかわらず、引き続き経安基金（震災緊急保証分）に留保しておく必要がある資金について**点検・検証が行われていない状況**

- ・そこで、本院が元年度国庫納付の際の算定方法を参考にして、今後必要となる損失補償見込額を試算したところ・・・

有効に活用されていない額  
**203億6589万円**

令和6年度末経安基金（震災緊急保証分）残高  
319億0695万円

損失補償見込額（注1）  
115億4106万円

(注1) (保証債務残高 + 今後の保証承諾見込額 (注2)) × 想定事故率 × 想定非回収率 × 損失補償割合により、令和7年度以降の額を試算

(注2) 協会ごとの保証承諾の状況に応じて、被災7協会及びその他41協会については令和2年度から6年度までの保証承諾額、被災3協会については平成23年度から令和6年度までの保証承諾額を基にして、一年度当たりの平均保証承諾額を算定した上で、今後の保証承諾見込額を算定

## 要求する処置

- ・連合会に対して、使用見込みを十分に精査して、経安基金（震災緊急保証分）が**適切な保有規模となるよう見直し**を指示し、**必要額を超えて保有していると認められる額**については、**速やかに国庫に納付**させること
- ・経安基金（震災緊急保証分）の**保有規模**について、連合会に対して**適時適切に見直しを行わせる**とともに、その結果を踏まえて**点検・検証等を適切に行う**こととすること